

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に対する 意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 11 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 25 年3月 15 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
2	平成 25 年3月 15 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
3	平成 25 年3月 18 日	MVNO 協議会	会長	三田 聖二
4	平成 25 年3月 18 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
5	平成 25 年3月 18 日	株式会社インターネットイニシアティブ	代表取締役	鈴木 幸一
6	平成 25 年3月 18 日	日本通信株式会社	代表取締役社長	三田 聖二
7	平成 25 年3月 18 日	ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義
8	平成 25 年3月 18 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
9	平成 25 年3月 18 日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
10	平成 25 年3月 18 日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
		北海道総合通信網株式会社	取締役社長	宮本 英一
		東北インテリジェント通信株式会社	代表取締役社長	柴田 一成
		北陸通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	森 栄一
		株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	取締役社長	佐野 吉雄
		株式会社STNet	取締役社長	古賀 良隆
九州通信ネットワーク株式会社	代表取締役社長	秋吉 廣行		
11	平成 25 年3月 18 日	ソネットエンタテインメント株式会社	代表取締役社長	吉田 憲一郎

意見書

西 企 営 第 1 8 3 号

平 成 2 5 年 3 月 1 5 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511

住所 おおさかふおおさかしちゆうおうくばんぼちよう 大阪府大阪府中央区馬場町3番15号

名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいは 西日本電信電話株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 むらお 村尾 かずとし 和俊
連絡先

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

第1章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方

報告書 (案)	当社意見
<p>③ 考え方</p> <p>次に、モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な観点について、先述のとおり、2009年の情報通信審議会においては、主に接続料算定の「適正性の向上」と「透明性の向上」の観点から検討が行われたところである。接続ルール答申においても示されているとおり、従来から、公平性確保の観点は認識されていたところであるが、前述の環境変化及び関係事業者の意見を踏まえれば、当該観点をより一層重視することが求められていると考えられ、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、従来の接続料算定の「適正性確保（適正性）」と「検証可能性の確保（透明性）」に加えて、「公平性確保（公平性）」の観点を位置づけることが適当である。</p> <p>電気通信事業法においては、接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えた場合、接続変更命令の対象となる旨が定められている。二種指定ガイドラインは、適正な原価に適正な利潤を加えた額の算定方法に係る考え方を明確にすることで、接続約款変更命令に係る考え方を明確化したものである。適正な原価に適正な利潤を加えた額の算定方法には一定の幅があり、携帯電話事業者は二種指定ガイドラインを踏まえ、適切な算定方法を選択することが可能である。事業者のネットワーク構成や経営の形態は様々であり、画一的な算定方法を強制すると、算定結果たる接続料が必ずしも事業者の実態を踏まえた合理的なものとはならない可能性があるため、こうした一定の裁量を認めることが適正性・透明性の観点からは合理的であると考えられる。しかしながら、複数の携帯電話事業者が接続料を支払い合うモバイル市場において、携帯電話事業者によって用いる算定方法が大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保（公平性）」の観点を付け加えるとする本報告書案の考え方に賛同いたします。 ・ なお、接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる、という考え方については、携帯電話事業者間だけではなく、携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。したがって、本報告書案で整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。</p> <p>したがって、算定方法に係る考え方において、公平性確保を図っていくことが重要であり、算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除又は狭めていくことが必要である。</p> <p>本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するものである。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、上述のような事前規制の緩和・廃止がなされた経緯を踏まえ、新たな事前規制の導入を意図するものではない。また、本ガイドラインは、従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。</p>	

第2章 各課題の検討

報告書 (案)	当社意見
<p>1. 設備区分別算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>接続ルール答申において示されているとおり、接続料算定の適正性確保の観点からは「可能な限り各設備について実際の利用に応じた算定を行うことが適当」であり、現実のネットワークでは、設備毎に需要（利用回数）が異なっていることを踏まえれば、設備区分別算定は、設備の利用実態に即したより精緻な算定方法であり、二種指定ガイドライン上で適正な算定方法として明確化することが適当である。</p> <p>一部の携帯電話事業者から、ネットワーク構成や利用実態が事業者間で異なることや今後変化していくことを理由に、二種指定ガイドライン上で設備区分を設けることに慎重な意見が示されている。確かに、技術革新等に起因するネットワーク構成の変化に応じて設備区分の変更が必要となる可能性があり、例えば、設備区分別算定を採用する第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定設備制度」という。）においても同様の問題は存在する。また、一部の携帯電話事業者の意見に示されているとおり、携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要である。こうした意見を踏まえれば、まずは、ネットワークに係る事業者間の相違や今後の変化に配慮した、基本的な設備区分の設定に留めることが適当である。</p> <p>上述のとおり、現行の二種指定ガイドラインにおける算定根拠（別表第2）においては、接続料原価及び需要を設備区分ごとに記載することとはされていないため、設備区分別算定を適正な算定方法として明確化した場合、現在の算定根拠では総務省による十分な検証は困難である。したがって、算定根拠として、新たに、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社としては、接続料は原価に照らして適正なものにするという観点から、設備区分別算定について、「二種ガイドライン上で適正な算定方法として明確化する」とする本報告書案の考え方に賛同します。 なお、本報告書案では、算定根拠の開示等について、「経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。」と記載されていますが、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいては、「事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当」といった指針が示されております。 <p>しかしながら、実際は、当社が詳細な算定根拠を開示している一方で、接続料が相対的に割高なソフトバンクモバイル殿等の接続事業者は、当社に対し、経営情報に該当する等を理由として、二種指定ガイドラインに定める算定根拠はおろか、接続料算定に用いる「需要（総通信時間）」や「接続料原価」さえ一切開示いただけず、当社において接続料の適正性を検証できない状態が続いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、総務省殿におかれましては、算定根拠の開示について事業者間協議に委ねるだけでなく、上述の明確化とあわせて、接続事業者が設定する接続料や接続料協議の実態を調査・把握した上で、速やかに、事業者間協議ガイドラインを遵守するよう指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、抜本的な是正を図っていただきたいと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>各機能別に、設備区分ごとに費用、利潤、需要を整理した様式を追加することが適当である。</p> <p>こうした様式の追加について、一部の携帯電話事業者から、設備区分別の費用、利潤、需要が、その情報から各事業者のネットワーク構成や設備投資戦略が明らかになるなど、極めて経営秘匿性の高い情報であることを理由に、二種指定ガイドライン上の算定根拠の様式への追加に慎重な意見が示されている。</p> <p>しかしながら、そもそも、二種指定ガイドライン上の算定根拠は、総務省が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためのものであり、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるものであるため、こうした一部の携帯電話事業者の意見は相当ではない（注8）。</p> <p>（注8）</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に示されているとおり、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>4. 利潤</p> <p>(1) 機能に係るレートベース</p> <p>③ 考え方</p> <p>レートベース方式は、機能提供のために正当に投下される資産に限って利潤を認め、資本調達コストの回収を可能とすべきとの考え方に基づいている。こうした考え方を踏まえれば、例えば、過大に見積もられた運転資本等や、機能提供のために不可欠とはいええない投資等については、レートベースへ算入することは適当ではない。特に、投資等は主として利潤動機から二種指定事業者が自己責任で行うものであり、原則として、レートベースに含め利潤を認められるような性格のものではないため、投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性が見込まれないようなものについてのみ、例外的にレートベースへ算入することを許容することが適当である。</p> <p>二種指定ガイドラインにおける算定根拠である別表第2においては、機能に係るレートベースの各構成要素（機能に係る正味固定資産、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品、運転資本）の価額について記載することとされており（別表第2様式4）、各構成要素が「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」なものであるか否かについて明らかにすることとはされていない。したがって、「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とはいえないものをレートベースの対象から適切に除外し、利潤算定の適正性を向上させ、かつ検証可能性を確保する観点から、携帯電話事業者は、レートベースに算入した各構成要素の価額の内訳について、総務省に対して、検証可能性に留意した上で、十分に説明することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料算定の「適正性確保（適正性）」の観点から、一種指定設備の接続料の場合と同様に、レートベースへ算入することができる投資等については、「投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性が見込まれないようなものについてのみ」とする本報告書案の考え方に賛同します。 ・ なお、レートベースの適正性については、「総務省に対して、検証可能性に留意した上で、十分に説明することが適当」とありますが、総務省殿だけでなく、接続料を相互に支払い合う関係にあり、かつ、既に相手方に接続料の算定根拠等を詳細に開示している事業者に対しても、事業者間協議ガイドラインに基づき、十分な説明を行う必要があると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>(2) 資本構成比の算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>前述のとおり、利潤の算定に当たっては、資本構成比を用いる必要があるが、この比率に係る考え方として、大きく、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる考え方と、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方が存在する。</p> <p>レートベース方式は、ある機能の提供のために正当に投下される資産（レートベース）について利潤を認めるものであり、利潤の算定に資本構成比の算定が必要であるから、資本構成比についても当該レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させる考え方には一定の合理性が認められる。</p> <p>しかしながら、一般的にはレートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのか、全て正確に把握することは期待しがたい。仮に事業者がそれを正確に把握していたとしても、その把握が実態に基づいた正確なものか、また把握が正確であっても、その把握が利潤算定に正確に反映されているのか、客観的に観察・検証することは困難であるため、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から適当ではない。</p> <p>また、資金調達方法について前述のような一定の仮定を置き、これに基づいて資本構成比を算出する考え方もあり得る。しかしながら、複数の携帯電話事業者が存在し、各社の戦略・方針に基づいて資金調達・設備投資を行っているモバイル市場の特性に鑑みると、固定資産を長期負債によって調達する事業者も存在すると考えられ、レートベースの構成資産に係る資金調達の考え方やその実態が事業者によって区々であることを踏まえれば、上記一定の経営理論に基づく考え方は必ずしも全ての事業者の実態に当てはまるものではなく、公平性確保の観点から</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料は機能提供にあたり実際に要した費用を適正に回収できるように設定すべきものであり、これに含まれる資本コストについても機能提供に係るものに限定されるべきであることから、接続料算定に用いる資本構成比についても、原則として「レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比」を用いることが適当であると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>適当ではない。</p> <p>したがって、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させた資本構成比を採用する考え方は、事業者の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められるが、利潤算定における検証可能性の確保、裁量排除及び公平性確保の観点から適当ではない。</p> <p>この点、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用する考え方は、確かに、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではない。しかしながら、資本構成比の算定が適正か否かを、公にされる会計報告上の貸借対照表から検証することが可能となるため、総務省による検証可能性の確保の観点から適当である。加えて、貸借対照表上の資本構成比を用いる以上、資本構成比の算定自体に事業者の裁量が入る余地はなく、裁量排除の観点からも適当である。さらに、資本構成比に係る考え方が、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方に統一されることから、公平性確保の観点からも適当である。</p> <p>なお、他人資本・自己資本を時価で評価し資本構成比を算出すべきとの指摘があるが、他の主たる公益事業の料金算定における資本構成比について、他人資本・自己資本を時価評価する考え方が用いられていないこと及び非上場企業の株式の評価等に係る算定の詳細に更なる検討を要すること等の現状に鑑みれば、現時点では直ちに時価評価を用いることは困難である。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>(3) 自己資本利益率の算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>一般に、期待自己資本利益率は、設備投資に係る自己資本の調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定されるものであるが、その指標を構成する各変数の値及び各値の算定に係る考え方によって、携帯電話事業者間で乖離が生じうるものである。したがって、各変数の値及び各値の算定に係る考え方について明確化を図ることが適当である。</p> <p>まず、リスクの低い金融商品の平均金利、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたものについては、事業者固有の事情が反映される変数ではなく、事業者間で統一した数値を用いることが公平性確保の観点から適当である。具体的にどの数値を用いるかについて、事業者から以下のような考え方が示されており、代表的な考え方として認められることから、この考え方に沿った数値を算定に用いることが適当である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○リスクの低い金融商品の平均金利 年度末時点での日本証券業協会が発表する新発 10 年国債の店頭売買参考統計値</p> <p>○主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの 1952 年から年度末までの統計データ (イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、期待自己資本利益率の算定において、「1952 年から年度末までの統計データ」を用いることが適当とされている点について、当社としても、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制する効果や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする効果が見込める点で有用であると考えます。 ・ これに対し、一種指定設備に係る期待自己資本利益率の算定では、過去三年間の平均値を用いることとされていることに加え、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされています。 <p>今回、二種指定設備に係る期待自己資本利益率について本報告書案のような整理がされるのであれば、一種指定設備に係る期待自己資本利益率についても同様の扱いとする必要があると考えます。</p>

報告書 (案)	当社意見
<p>次に、βについて、仮に事業者間で採用されるβの数値に著しい差異が生じている場合、利潤の額にも著しい差異が生じうるため公平性確保の観点から検討が必要である。</p> <p>βは、市場の変動に対する個別株式の価額の感応度を表しており、その具体的な数値は個別事業者によって本来的に異なるものであることを踏まえ、現時点で、βの「数値」の統一を図る考え方を示すことは困難である。</p> <p>この点、一部の事業者からβの算定に係る「考え方」について統一を図るべきとの意見があるが、非上場企業のβや複数事業を営む事業者のβの算定方法に様々な考え方が存在することを踏まえれば、現時点で直ちに統一した考え方を示すことは困難である。</p> <p>しかしながら、携帯電話事業者間においてβの算定に係る「考え方」に著しい差異が生じている場合においても、公平性確保の観点から問題となりうるため、個別事業者がどのような考え方に基づいてβの算定を行ったか、総務省において一定の検証を行うことが適当である。具体的には、例えば、βの算定に係る考え方について、総務省は事業者に対して詳細な説明を求め、適正な範囲を著しく超える乖離が事業者間で生じていないかを、代表的な携帯電話事業者のβを基礎として合理的に推計したベンチマークに基づき検証することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • なお、β値については、本報告書案にある通り、事業者によって採用する数値に開きがあることは公平性の観点から望ましくないことから、まずは携帯電話事業者がどのような数値を採用しているのかについて明らかにしていただくことが必要だと考えます。 • また、本報告書案では、他人資本費用の算定については触れられていませんが、有利子負債の利率について、仮に、国内電気通信事業以外のM&Aを含む他業種や諸外国等への参入に係るリスクが結果として利率に反映され、お互いに接続料を支払い合う事業者間で大きな水準差が生じることは問題であることから、まずは、接続料が高水準となっている携帯電話事業者からその理由や考え方を明確化いただいた上で、総務省殿においてその妥当性を検証していただきたいと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(1) データ接続料の需要</p> <p>③ 検討</p> <p>前述のとおり、データ接続料の需要は「総帯域幅」とされているが、その解釈は必ずしも明確ではなく、携帯電話事業者によって考え方が異なっており、整理が必要である。</p> <p>まず、「帯域幅」の定義について、帯域幅課金方式の導入の契機となった平成19年裁定においては「帯域幅」の定義は示されていないが、一般に「帯域幅」は、通信路上を伝送される単位時間あたり情報量の平均値（以下「伝送容量」という。）を指しており、「帯域幅課金方式」は電気通信設備上でMVNOに保証された伝送容量に対して課金する方式と解することが適当である。現状、MVNOとMNOは、「ISP側装置」においてMVNOに契約伝送容量の伝送を保証する形態で接続を行っており、二種指定ガイドライン上、データ接続料が、接続料原価に利潤を加えたものを需要で除した値で算定するものとされていることを併せ考えれば、データ接続料の算定式は以下のとおりとなる。需要の分子に当たる「ISP側装置においてMVNOに保証された単位伝送容量」としては、通常10Mbpsが使われており、MVNOは接続帯域に応じた接続料を支払うこととなる。算定式の各変数のうち、各携帯電話事業者によって考え方が異なっているのは、需要の分母に当たる「総帯域幅」である。</p> <p>各携帯電話事業者の考え方の差異は、主に、どの電気通信設備の伝送容量を用いるか、という点に起因している。この点、従来、「全基地局の伝送容量の総和」を用いる考え方と「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いる考え方を始め、</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ接続料の算定にあたり、需要の分母として用いる「総帯域幅」については、需要の分子を「ISP側装置においてMVNOに保証された単位伝送容量」とする以上、MVNOの契約伝送容量の上限を規定する箇所(=ISP側装置)の伝送容量の総和とするのは当然であると考えます。 したがって、「総帯域幅」については、本報告書案において、検討ポイントを指し示すだけに留まるのではなく、「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いることが適切とする考え方を明確化することが適当と考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>両者の中間的な値を用いる考え方等、複数の考え方が存在してきたところである。それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更に詳細な検討が必要と考えられるため、本研究会では検討ポイントを指し示すに留めることとした。検討ポイントとしては、ネットワークに起因する需要の時間的・空間的ばらつきの影響（ネットワークの統計多重効果）、端末が移動することに起因する需要の空間的偏りの影響（モビリティ）、各事業者の契約者数やユーザの振る舞い等の差異の影響、伝送容量の具体的な算定方法等があげられる。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(2) データ接続料の接続料原価</p> <p>③ 検討</p> <p>前述のとおり、データ接続に係る電気通信設備においては、必ずしも、常時、伝送容量全てを使用してトラヒックが伝送されているわけではなく、こうした設備余裕に係るコストを誰がどれだけ負担するのが主な課題となっている。</p> <p>二種指定設備制度における接続料は、二種指定ガイドラインにおいて「設備の使用料ととらえる」こととされており、接続事業者が設備を使用する便益の対価としての性質を有している。これを踏まえれば、MVNO が負担すべきコストは、実際に MVNO が利用した設備に係るコストではなく、MVNO が便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当である。よって、設備余裕に係るコストについても、その性質を整理・区分し、それぞれについて MVNO の受益を分析することが適当である。</p> <p>まず、設備余裕の一部は、ネットワークの統計多重効果やモビリティといった、移動体通信ネットワークの特性に起因している。MVNO ユーザもこうした移動体通信ネットワークの特性から得られる便益を享受しており MVNO も応分負担すべき、との意見が MNO と MVNO 双方の立場から示されており、合理的と認められるため、移動体通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、原則、接続料原価への算入を許容することが適当である。ただし、こうした特性に起因する設備余裕に係るコストについては、例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方の検討など、具体的な算定方法について検討を深めることが適当である。</p> <p>次に、設備余裕の一部は、輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位にも起因し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であることから、「移動体通信ネットワークの特性や輻輳対策、物理的・経済的な最低設置単位に起因する設備余裕に係るコストは、接続料原価への算入を許容することが適当」とする考え方については当然であると考えます。 ・ なお、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する考え方もあり得る」とありますが、そもそもMNOは、自らのサービス提供にあたり、自らのネットワークを利用する以上、設備構築事業者として出来る限り効率的に投資を行うことは当然であり、「非効率的な投資」を行うはずがありません。 <p>それにもかかわらず、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除」という考え方を導入することは、設備構築に係るコストやリスクを設備構築事業者にのみ負担させることとなり、設備を借りる事業者との間で負担の公平性を欠くとともに、競争を著しく歪めることになることから、そのような考え方は導入すべきではないと考えます。</p>

報告書 (案)	当社意見
<p>ており、こうした設備余裕については、原則、MVNO ユーザにも受益が認められ、接続料原価に算入することを許容することが適当と考えられるが、適切な輻輳対策に必要な設備余裕の範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について検討を深めることが適当である。</p> <p>上述の移動体通信ネットワークの特性、輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位以外に起因する設備余裕は、MNO 自身や MVNO の将来の需要増に対応するための在庫としての性質を有するものと考えられる。こうした設備余裕には、主に MVNO の立場から、MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資が含まれており、そうした投資分の設備余裕に MVNO の受益を認めることは必ずしも適当ではないとして、MVNO 負担に否定的な意見が示されており、確かに、MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する考え方もあり得る。しかしながら、こうした考え方の導入の可否の検討に当たっては、非効率的な投資に係る設備余裕はどの程度存在するのか、非効率的な投資は具体的にどう把握すればよいのかなど、非効率的な投資に係る考え方について検討を深めることが必要であり、現時点での導入は時期尚早と考えられる。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>③ 検討</p> <p>成長分野であるモバイル分野の活性化は引き続き重要であり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNO の市場参入促進や競争環境の整備が重要である。</p> <p>こうした認識の下、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年逡減する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能なMNOと比較してMVNOは競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、基本的には、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNOの競争環境を整備することが望ましいと考えられる。</p> <p>他方、当年度の実績値による接続料の算定には、主として当年度の実績値が当年度終了後まで確定しないことに起因して様々な課題が存在すると考えられる。例えば、当年度の実績値に係る予測を行い、その予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合その値の必要精度、予測値の算定に係るコスト、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった課題が考えられるほか、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否等の課題が考えられる。当年度の実績値による接続料の算定には、こうした課題について慎重に検討することが必要であり、本研究会において現時点で直ちにこうした算定方法を用いるべきとの結論を下すことは困難である。しかしながら、総務省においてMVNOの競争環</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績原価方式は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であり、一種指定設備の接続料算定にあたっては、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整制度により、翌々年度の接続料に反映させる仕組みになっています。 また、現状、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておりませんが、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであるため、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。 ・ こうした点を鑑み、今後、携帯電話に係る接続料において当年度の実績値を反映させる算定方法を導入するのであれば、固定電話に係る接続料についても統一的に取り扱うべきと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>境整備に向け諸課題の検討を進め、当年度の実績値を用いた算定の導入の可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。</p>	

意見書

東経企営第12-0190号
平成25年3月15日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

電話番号

FAX番号

第1章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方

報告書 (案)	当社意見
<p>③ 考え方</p> <p>次に、モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な観点について、先述のとおり、2009年の情報通信審議会においては、主に接続料算定の「適正性の向上」と「透明性の向上」の観点から検討が行われたところである。接続ルール答申においても示されているとおり、従来から、公平性確保の観点は認識されていたところであるが、前述の環境変化及び関係事業者の意見を踏まえれば、当該観点をより一層重視することが求められていると考えられ、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、従来の接続料算定の「適正性確保（適正性）」と「検証可能性の確保（透明性）」に加えて、「公平性確保（公平性）」の観点を位置づけることが適当である。</p> <p>電気通信事業法においては、接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えた場合、接続変更命令の対象となる旨が定められている。二種指定ガイドラインは、適正な原価に適正な利潤を加えた額の算定方法に係る考え方を明確にすることで、接続約款変更命令に係る考え方を明確化したものである。適正な原価に適正な利潤を加えた額の算定方法には一定の幅があり、携帯電話事業者は二種指定ガイドラインを踏まえ、適切な算定方法を選択することが可能である。事業者のネットワーク構成や経営の形態は様々であり、画一的な算定方法を強制すると、算定結果たる接続料が必ずしも事業者の実態を踏まえた合理的なものとはならない可能性があるため、こうした一定の裁量を認めることが適正性・透明性の観点からは合理的であると考えられる。しかしながら、複数の携帯電話事業者が接続料を支払い合うモバイル市場において、携帯電話事業者によって用いる算定方法が大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保（公平性）」の観点を付け加えるとする本報告書案の考え方に賛同いたします。 ・ なお、接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる、という考え方については、携帯電話事業者間だけではなく、携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。したがって、本報告書案で整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。</p> <p>したがって、算定方法に係る考え方において、公平性確保を図っていくことが重要であり、算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除又は狭めていくことが必要である。</p> <p>本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するものである。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、上述のような事前規制の緩和・廃止がなされた経緯を踏まえ、新たな事前規制の導入を意図するものではない。また、本ガイドラインは、従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。</p>	

第2章 各課題の検討

報告書 (案)	当社意見
<p>1. 設備区分別算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>接続ルール答申において示されているとおり、接続料算定の適正性確保の観点からは「可能な限り各設備について実際の利用に応じた算定を行うことが適当」であり、現実のネットワークでは、設備毎に需要（利用回数）が異なっていることを踏まえれば、設備区分別算定は、設備の利用実態に即したより精緻な算定方法であり、二種指定ガイドライン上で適正な算定方法として明確化することが適当である。</p> <p>一部の携帯電話事業者から、ネットワーク構成や利用実態が事業者間で異なることや今後変化していくことを理由に、二種指定ガイドライン上で設備区分を設けることに慎重な意見が示されている。確かに、技術革新等に起因するネットワーク構成の変化に応じて設備区分の変更が必要となる可能性があり、例えば、設備区分別算定を採用する第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定設備制度」という。）においても同様の問題は存在する。また、一部の携帯電話事業者の意見に示されているとおり、携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要である。こうした意見を踏まえれば、まずは、ネットワークに係る事業者間の相違や今後の変化に配慮した、基本的な設備区分の設定に留めることが適当である。</p> <p>上述のとおり、現行の二種指定ガイドラインにおける算定根拠（別表第2）においては、接続料原価及び需要を設備区分ごとに記載することとはされていないため、設備区分別算定を適正な算定方法として明確化した場合、現在の算定根拠では総務省による十分な検証は困難である。したがって、算定根拠として、新たに、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社としては、接続料は原価に照らして適正なものにするという観点から、設備区分別算定について、「二種ガイドライン上で適正な算定方法として明確化する」とする本報告書案の考え方に賛同します。 なお、本報告書案では、算定根拠の開示等について、「経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。」と記載されていますが、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいては、「事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当」といった指針が示されております。 <p>しかしながら、実際は、当社が詳細な算定根拠を開示している一方で、接続料が相対的に割高なソフトバンクモバイル殿等の接続事業者は、当社に対し、経営情報に該当する等を理由として、二種指定ガイドラインに定める算定根拠はおろか、接続料算定に用いる「需要（総通信時間）」や「接続料原価」さえ一切開示いただけず、当社において接続料の適正性を検証できない状態が続いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、総務省殿におかれましては、算定根拠の開示について事業者間協議に委ねるだけでなく、上述の明確化とあわせて、接続事業者が設定する接続料や接続料協議の実態を調査・把握した上で、速やかに、事業者間協議ガイドラインを遵守するよう指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、抜本的な是正を図っていただきたいと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>各機能別に、設備区分ごとに費用、利潤、需要を整理した様式を追加することが適当である。</p> <p>こうした様式の追加について、一部の携帯電話事業者から、設備区分別の費用、利潤、需要が、その情報から各事業者のネットワーク構成や設備投資戦略が明らかになるなど、極めて経営秘匿性の高い情報であることを理由に、二種指定ガイドライン上の算定根拠の様式への追加に慎重な意見が示されている。</p> <p>しかしながら、そもそも、二種指定ガイドライン上の算定根拠は、総務省が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためのものであり、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるものであるため、こうした一部の携帯電話事業者の意見は相当ではない（注8）。</p> <p>（注8）</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に示されているとおり、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>4. 利潤</p> <p>(1) 機能に係るレートベース</p> <p>③ 考え方</p> <p>レートベース方式は、機能提供のために正当に投下される資産に限って利潤を認め、資本調達コストの回収を可能とすべきとの考え方に基づいている。こうした考え方を踏まえれば、例えば、過大に見積もられた運転資本等や、機能提供のために不可欠とはいええない投資等については、レートベースへ算入することは適当ではない。特に、投資等は主として利潤動機から二種指定事業者が自己責任で行うものであり、原則として、レートベースに含め利潤を認められるような性格のものではないため、投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性が見込まれないようなものについてのみ、例外的にレートベースへ算入することを許容することが適当である。</p> <p>二種指定ガイドラインにおける算定根拠である別表第2においては、機能に係るレートベースの各構成要素（機能に係る正味固定資産、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品、運転資本）の価額について記載することとされており（別表第2様式4）、各構成要素が「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」なものであるか否かについて明らかにすることとはされていない。したがって、「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とはいえないものをレートベースの対象から適切に除外し、利潤算定の適正性を向上させ、かつ検証可能性を確保する観点から、携帯電話事業者は、レートベースに算入した各構成要素の価額の内訳について、総務省に対して、検証可能性に留意した上で、十分に説明することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料算定の「適正性確保（適正性）」の観点から、一種指定設備の接続料の場合と同様に、レートベースへ算入することができる投資等については、「投資等にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性が見込まれないようなものについてのみ」とする本報告書案の考え方に賛同します。 ・ なお、レートベースの適正性については、「総務省に対して、検証可能性に留意した上で、十分に説明することが適当」とありますが、総務省殿だけでなく、接続料を相互に支払い合う関係にあり、かつ、既に相手方に接続料の算定根拠等を詳細に開示している事業者に対しても、事業者間協議ガイドラインに基づき、十分な説明を行う必要があると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>(2) 資本構成比の算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>前述のとおり、利潤の算定に当たっては、資本構成比を用いる必要があるが、この比率に係る考え方として、大きく、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる考え方と、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方が存在する。</p> <p>レートベース方式は、ある機能の提供のために正当に投下される資産(レートベース)について利潤を認めるものであり、利潤の算定に資本構成比の算定が必要であるから、資本構成比についても当該レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させる考え方には一定の合理性が認められる。</p> <p>しかしながら、一般的にはレートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのか、全て正確に把握することは期待しがたい。仮に事業者がそれを正確に把握していたとしても、その把握が実態に基づいた正確なものか、また把握が正確であっても、その把握が利潤算定に正確に反映されているのか、客観的に観察・検証することは困難であるため、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から適当ではない。</p> <p>また、資金調達方法について前述のような一定の仮定を置き、これに基づいて資本構成比を算出する考え方もあり得る。しかしながら、複数の携帯電話事業者が存在し、各社の戦略・方針に基づいて資金調達・設備投資を行っているモバイル市場の特性に鑑みると、固定資産を長期負債によって調達する事業者も存在すると考えられ、レートベースの構成資産に係る資金調達の考え方やその実態が事業者によって区々であることを踏まえれば、上記一定の経営理論に基づく考え方は必ずしも全ての事業者の実態に当てはまるものではなく、公平性確保の観点から</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料は機能提供にあたり実際に要した費用を適正に回収できるように設定すべきものであり、これに含まれる資本コストについても機能提供に係るものに限定されるべきであることから、接続料算定に用いる資本構成比についても、原則として「レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比」を用いることが適当であると考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>適当ではない。</p> <p>したがって、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を反映させた資本構成比を採用する考え方は、事業者の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められるが、利潤算定における検証可能性の確保、裁量排除及び公平性確保の観点から適当ではない。</p> <p>この点、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用する考え方は、確かに、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではない。しかしながら、資本構成比の算定が適正か否かを、公にされる会計報告上の貸借対照表から検証することが可能となるため、総務省による検証可能性の確保の観点から適当である。加えて、貸借対照表上の資本構成比を用いる以上、資本構成比の算定自体に事業者の裁量が入る余地はなく、裁量排除の観点からも適当である。さらに、資本構成比に係る考え方が、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方に統一されることから、公平性確保の観点からも適当である。</p> <p>なお、他人資本・自己資本を時価で評価し資本構成比を算出すべきとの指摘があるが、他の主たる公益事業の料金算定における資本構成比について、他人資本・自己資本を時価評価する考え方が用いられていないこと及び非上場企業の株式の評価等に係る算定の詳細に更なる検討を要すること等の現状に鑑みれば、現時点では直ちに時価評価を用いることは困難である。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>(3) 自己資本利益率の算定</p> <p>③ 考え方</p> <p>一般に、期待自己資本利益率は、設備投資に係る自己資本の調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定されるものであるが、その指標を構成する各変数の値及び各値の算定に係る考え方によって、携帯電話事業者間で乖離が生じうるものである。したがって、各変数の値及び各値の算定に係る考え方について明確化を図ることが適当である。</p> <p>まず、リスクの低い金融商品の平均金利、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたものについては、事業者固有の事情が反映される変数ではなく、事業者間で統一した数値を用いることが公平性確保の観点から適当である。具体的にどの数値を用いるかについて、事業者から以下のような考え方が示されており、代表的な考え方として認められることから、この考え方に沿った数値を算定に用いることが適当である。</p> <div data-bbox="136 948 1117 1286" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○リスクの低い金融商品の平均金利 年度末時点での日本証券業協会が発表する新発 10 年国債の店頭売買参考統計値</p> <p>○主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの 1952 年から年度末までの統計データ (イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回、期待自己資本利益率の算定において、「1952 年から年度末までの統計データ」を用いることが適当とされている点について、当社としても、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制する効果や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする効果が見込める点で有用であると考えます。 ・ これに対し、一種指定設備に係る期待自己資本利益率の算定では、過去三年間の平均値を用いることとされていることに加え、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされています。 <p>今回、二種指定設備に係る期待自己資本利益率について本報告書案のような整理がされるのであれば、一種指定設備に係る期待自己資本利益率についても同様の扱いとする必要があると考えます。</p>

報告書 (案)	当社意見
<p>次に、βについて、仮に事業者間で採用されるβの数値に著しい差異が生じている場合、利潤の額にも著しい差異が生じうるため公平性確保の観点から検討が必要である。</p> <p>βは、市場の変動に対する個別株式の価額の感応度を表しており、その具体的な数値は個別事業者によって本来的に異なるものであることを踏まえ、現時点で、βの「数値」の統一を図る考え方を示すことは困難である。</p> <p>この点、一部の事業者からβの算定に係る「考え方」について統一を図るべきとの意見があるが、非上場企業のβや複数事業を営む事業者のβの算定方法に様々な考え方が存在することを踏まえれば、現時点で直ちに統一した考え方を示すことは困難である。</p> <p>しかしながら、携帯電話事業者間においてβの算定に係る「考え方」に著しい差異が生じている場合においても、公平性確保の観点から問題となりうるため、個別事業者がどのような考え方に基づいてβの算定を行ったか、総務省において一定の検証を行うことが適当である。具体的には、例えば、βの算定に係る考え方について、総務省は事業者に対して詳細な説明を求め、適正な範囲を著しく超える乖離が事業者間で生じていないかを、代表的な携帯電話事業者のβを基礎として合理的に推計したベンチマークに基づき検証することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • なお、β値については、本報告書案にある通り、事業者によって採用する数値に開きがあることは公平性の観点から望ましくないことから、まずは携帯電話事業者がどのような数値を採用しているのかについて明らかにしていただくことが必要だと考えます。 • また、本報告書案では、他人資本費用の算定については触れられていませんが、有利子負債の利子率について、仮に、国内電気通信事業以外のM&Aを含む他業種や諸外国等への参入に係るリスクが結果として利子率に反映され、お互いに接続料を支払い合う事業者間で大きな水準差が生じることは問題であることから、まずは、接続料が高水準となっている携帯電話事業者からその理由や考え方を明確化いただいた上で、総務省殿においてその妥当性を検証していただきたいと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(1) データ接続料の需要</p> <p>③ 検討</p> <p>前述のとおり、データ接続料の需要は「総帯域幅」とされているが、その解釈は必ずしも明確ではなく、携帯電話事業者によって考え方が異なっており、整理が必要である。</p> <p>まず、「帯域幅」の定義について、帯域幅課金方式の導入の契機となった平成19年裁定においては「帯域幅」の定義は示されていないが、一般に「帯域幅」は、通信路上を伝送される単位時間あたり情報量の平均値（以下「伝送容量」という。）を指しており、「帯域幅課金方式」は電気通信設備上でMVNOに保証された伝送容量に対して課金する方式と解することが適当である。現状、MVNOとMNOは、「ISP側装置」においてMVNOに契約伝送容量の伝送を保証する形態で接続を行っており、二種指定ガイドライン上、データ接続料が、接続料原価に利潤を加えたものを需要で除した値で算定するものとされていることを併せ考えれば、データ接続料の算定式は以下のとおりとなる。需要の分子に当たる「ISP側装置においてMVNOに保証された単位伝送容量」としては、通常10Mbpsが使われており、MVNOは接続帯域に応じた接続料を支払うこととなる。算定式の各変数のうち、各携帯電話事業者によって考え方が異なっているのは、需要の分母に当たる「総帯域幅」である。</p> <p>各携帯電話事業者の考え方の差異は、主に、どの電気通信設備の伝送容量を用いるか、という点に起因している。この点、従来、「全基地局の伝送容量の総和」を用いる考え方と「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いる考え方を始め、</p>	<ul style="list-style-type: none"> データ接続料の算定にあたり、需要の分母として用いる「総帯域幅」については、需要の分子を「ISP側装置においてMVNOに保証された単位伝送容量」とする以上、MVNOの契約伝送容量の上限を規定する箇所(=ISP側装置)の伝送容量の総和とするのは当然であると考えます。 したがって、「総帯域幅」については、本報告書案において、検討ポイントを指し示すだけに留まるのではなく、「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いることが適切とする考え方を明確化することが適当と考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>両者の中間的な値を用いる考え方等、複数の考え方が存在してきたところである。それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更に詳細な検討が必要と考えられるため、本研究会では検討ポイントを指し示すに留めることとした。検討ポイントとしては、ネットワークに起因する需要の時間的・空間的ばらつきの影響（ネットワークの統計多重効果）、端末が移動することに起因する需要の空間的偏りの影響（モビリティ）、各事業者の契約者数やユーザの振る舞い等の差異の影響、伝送容量の具体的な算定方法等があげられる。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(2) データ接続料の接続料原価</p> <p>③ 検討</p> <p>前述のとおり、データ接続に係る電気通信設備においては、必ずしも、常時、伝送容量全てを使用してトラヒックが伝送されているわけではなく、こうした設備余裕に係るコストを誰がどれだけ負担するのが主な課題となっている。</p> <p>二種指定設備制度における接続料は、二種指定ガイドラインにおいて「設備の使用料ととらえる」こととされており、接続事業者が設備を使用する便益の対価としての性質を有している。これを踏まえれば、MVNO が負担すべきコストは、実際に MVNO が利用した設備に係るコストではなく、MVNO が便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当である。よって、設備余裕に係るコストについても、その性質を整理・区分し、それぞれについて MVNO の受益を分析することが適当である。</p> <p>まず、設備余裕の一部は、ネットワークの統計多重効果やモビリティといった、移動体通信ネットワークの特性に起因している。MVNO ユーザもこうした移動体通信ネットワークの特性から得られる便益を享受しており MVNO も応分負担すべき、との意見が MNO と MVNO 双方の立場から示されており、合理的と認められるため、移動体通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、原則、接続料原価への算入を許容することが適当である。ただし、こうした特性に起因する設備余裕に係るコストについては、例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方の検討など、具体的な算定方法について検討を深めることが適当である。</p> <p>次に、設備余裕の一部は、輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位にも起因し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であることから、「移動体通信ネットワークの特性や輻輳対策、物理的・経済的な最低設置単位に起因する設備余裕に係るコストは、接続料原価への算入を許容することが適当」とする考え方については当然であると考えます。 ・ なお、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する考え方もあり得る」とありますが、そもそもMNOは、自らのサービス提供にあたり、自らのネットワークを利用する以上、設備構築事業者として出来る限り効率的に投資を行うことは当然であり、「非効率的な投資」を行うはずがありません。 <p>それにもかかわらず、「MNOによる誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除」という考え方を導入することは、設備構築に係るコストやリスクを設備構築事業者にのみ負担させることとなり、設備を借りる事業者との間で負担の公平性を欠くとともに、競争を著しく歪めることになることから、そのような考え方は導入すべきではないと考えます。</p>

報告書 (案)	当社意見
<p>ており、こうした設備余裕については、原則、MVNO ユーザにも受益が認められ、接続料原価に算入することを許容することが適当と考えられるが、適切な輻輳対策に必要な設備余裕の範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について検討を深めることが適当である。</p> <p>上述の移動体通信ネットワークの特性、輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位以外に起因する設備余裕は、MNO 自身や MVNO の将来の需要増に対応するための在庫としての性質を有するものと考えられる。こうした設備余裕には、主に MVNO の立場から、MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資が含まれており、そうした投資分の設備余裕に MVNO の受益を認めることは必ずしも適当ではないとして、MVNO 負担に否定的な意見が示されており、確かに、MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する考え方もあり得る。しかしながら、こうした考え方の導入の可否の検討に当たっては、非効率的な投資に係る設備余裕はどの程度存在するのか、非効率的な投資は具体的にどう把握すればよいのかなど、非効率的な投資に係る考え方について検討を深めることが必要であり、現時点での導入は時期尚早と考えられる。</p>	

報告書 (案)	当社意見
<p>5. データ接続料の算定</p> <p>(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>③ 検討</p> <p>成長分野であるモバイル分野の活性化は引き続き重要であり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNO の市場参入促進や競争環境の整備が重要である。</p> <p>こうした認識の下、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年逡減する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能なMNOと比較してMVNOは競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、基本的には、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNOの競争環境を整備することが望ましいと考えられる。</p> <p>他方、当年度の実績値による接続料の算定には、主として当年度の実績値が当年度終了後まで確定しないことに起因して様々な課題が存在すると考えられる。例えば、当年度の実績値に係る予測を行い、その予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合その値の必要精度、予測値の算定に係るコスト、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった課題が考えられるほか、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否等の課題が考えられる。当年度の実績値による接続料の算定には、こうした課題について慎重に検討することが必要であり、本研究会において現時点で直ちにこうした算定方法を用いるべきとの結論を下すことは困難である。しかしながら、総務省においてMVNOの競争環</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績原価方式は、実際に要した設備コストを利用量に応じてご負担いただくことが原則であり、一種指定設備の接続料算定にあたっては、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整制度により、翌々年度の接続料に反映させる仕組みになっています。 また、現状、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておりませんが、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであるため、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。 ・ こうした点を鑑み、今後、携帯電話に係る接続料において当年度の実績値を反映させる算定方法を導入するのであれば、固定電話に係る接続料についても統一的に取り扱うべきと考えます。

報告書 (案)	当社意見
<p>境整備に向け諸課題の検討を進め、当年度の実績値を用いた算定の導入の可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。</p>	

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住 所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちやう
東京都中央区日本橋人形町三丁目 10 番 2 号

名 称 MVNOきやうぎかい協議会

かいちやう 会長 さんだ 三田 せいじ 聖二

電話番号

電子メールアドレス

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書要旨

平成 25 年 2 月 22 日「モバイル接続料算定に係る研究会報告書(案)」に対する意見募集に関し、以下のとおり意見書を提出致します。

なお、詳細は次頁以降の別紙 2 に記載したとおりであり、

- 前文「はじめに」における、本報告書案の基本的な考え方について
- 第 1 章「モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方」の考え方について
- 第 2 章「各課題の検討」における 5.データ接続料の算定について
- 第 2 章「各課題の検討」における 6.その他の課題、暫定値を用いたデータ接続料の算定方法について

の各点に対し、それぞれ意見を述べさせていただきます。

全体的には報告書案に賛同致しますが、一部については報告書案文言の修正、追記等、表現の変更を要望致します。

項	頁	章	意見
1	3 頁	はじめに	<p>本報告書案において、基本的な考え方として算定ルールの精緻化が挙げられていますが、平成 21 年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(接続ルール答申)および平成 22 年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において示された接続料の算定ルールは基本的枠組みに留まるものであり、現に事業者間において算定ルールを巡る問題が発生している事例もあることから、必要に応じて算定ルールの整理によりこのような問題を未然に防ぐことは、モバイルビジネス活性化に寄与するものと考え、この考え方に賛成します。</p>
2	3 頁	はじめに	<p>本報告書案は、「設備区分別算定」、「移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第 2 の関係」、「原価の範囲(営業コストの算入)」及び「利潤」の 4 つの課題については今後の方針(考え方)を示し、サービス自体の歴史が浅く、関連する検討課題が多数存在する「データ接続料の算定」については、検討課題の指摘に内容を留めています。</p> <p>前 4 者については、既に長期にわたり運用がなされ、相応の議論も行われている中、不公平性是正等の観点から整理が必要な課題であり、研究会で一定の結論を出したことは意義のあるものと考えます。</p> <p>一方、データ接続料の算定については、(1)帯域幅料金の基礎となるキャパシティの考え方に対する幅広い理解がなされていないこと</p> <p>(2)第二種指定電気通信設備を設置する事業者のネットワークが最適ネットワークであるかどうかの十分な検証がなされていないこと</p> <p>(3)その他、MNO 契約者が利用していない設備を MVNO 契約者が利用している可能性をどのように原価計算に反映するか等、本課題を検討するにあたって前提となる課題の整理がなされていないことから、現時点での結論を導くことは困難と考えます。本報告書案は、この状況を正しく見極めており、「データ接</p>

			続料の算定」について論点指摘にとどめたことは、現時点においては適切であると考えます。
3	9 頁	第 1 章 「モバイル接続料 算定の適正性向 上に向けた基本 的な考え方」 3 考え方	本報告書案において、接続料算定の「公平性確保」が基本的な観点として位置づけられ、算定の裁量の幅について検討し可能な限りこれを排除又は狭めていくとする考え方が示されていますが、公平な競争環境の導入が望ましいとする観点から、これが合理的な範囲において行われる前提において、この考え方に賛成します。 加えて、データ接続料に関し現時点で届け出ている MNO 二社の接続料の水準には大きな乖離があり、現状その接続料の適正性を MVNO において判断することができないため、各 MNO における MVNO 向け接続実績の有無や規模に関わらず、接続料算定根拠を明確化することで、算定の公平性について注意して検証していくことが望ましいと考えます。
4	29 頁	第 2 章 「各課題の検討」 5.データ接続料の 算定	接続ルール答申に引き続き、本報告書案においても MVNO の新規参入を促し、競争を発展させることが重要との基本的な方針が示されたことについては、競争により利用者の便益が増すことから、これに賛成します。
5	29 頁	第 2 章 「各課題の検討」 5.データ接続料の 算定	上記第 2 項で記載したとおり、データ接続料の算定において種々の論点があることは明らかであり、現時点でこれらについて結論を出すことが困難と考えられるため、各論点の指摘に留まっておりますが、今後も建設的な議論が進み、不公平性が生じた場合等、必要に応じて直ちに方針論を決めていくのが望ましいと考えます。
6	30 頁 31 頁	第 2 章 「各課題の検討」 5.データ接続料の 算定 (1)データ接続料 の需要 2 主な意見	上記第 5 項と同様、種々の検討が必要な点と考えます。 例えばデータ接続料の需要について、「基地局側総帯域幅を用いる考え方」では MVNO 負担が過小となるとの意見が示されていますが、必要不可欠な余剰設備が必ず存在するなどネットワーク設計の観点からは、上記意見は合理的な意見であると考えます。 しかしながら、前述のとおり、前提となる課題の整理がなされていないことから、検討の前提条件が整っていない状況にもかか

			<p>ならず、ISP 側総帯域幅を用いる考え方が適切とする MNO の見解については不合理かつ不適切と考えます。</p> <p>また、「MVNO の立場から、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的」とする見方について、一部の MVNO がこのような意見提起を行ったとしても、このような見解は MVNO の代表的な見解ではなく、MVNO 協議会の中には異なった複数の見解があります。この部分の表現を「研究会において意見聴取を行った MVNO からは、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが、…」と訂正されることを要望します。</p> <p>なお付記として、仮にデータ接続料の算定における需要の考え方を変更する場合においては、MVNO 事業へのインパクトが生じないよう過渡期的な措置を講じるべきであることを方針として定めることが望ましいと考えます。</p>
7	34 頁	<p>第 2 章</p> <p>「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(2)データ接続料の接続料原価</p> <p>3 検討</p>	<p>MVNO が負担すべきコストは実際に MVNO が利用した設備に係るコストではなく、MVNO が便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当、との考え方が示されておりますが、この考え方に賛成します。従って、移動体通信ネットワークのモビリティといった特性を MVNO のエンドユーザが受益していることにより、モビリティを実現するために必要な設備余裕に関しては MVNO が負担することが相当であると考えます。</p> <p>反面、MNO の需要の見誤りに起因する設備余裕については、MVNO のエンドユーザがこの設備により受益しているとはみなすことができず、このコストを MVNO に対し負担させることは適当ではないと考えます。また例えば、MVNO の通信トラフィックの大半が MNO の通信トラフィックが利用していない MNO 設備を利用して疎通されている場合に、これをどう評価するかなどが論点になります。</p> <p>具体的な算定ルール化については現時点で議論が不足しているとしても、上記の考え方を原則として採用する点にまで本報告書にて踏み込むことが望ましいと考えます。</p>
8	36 頁	第 2 章	<p>接続料算定の元となる実績値について、前年度の実績値に代</p>

		<p>「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(3)データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>3 検討</p>	<p>わり当年度の実績値を採用することで MVNO の競争環境を整備することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において、実績値の測定年度は MVNO の事業環境に対して大きな影響を及ぼすものと考えます。前年度の実績値に代わり当年度の実績値を用いることは MNO と MVNO の公正な競争環境を整備する観点から、この考え方に賛成します。</p> <p>この課題は、MNO が自社しか知りえない当年度原価や将来原価を利用して自社の契約者料金を決定している可能性が高い中、前年度原価しか知りえない(しかもその開示時期はその年度末に近い時期である)MVNOとの間で不公正な競争環境を助長する大きな要因そのものであることから、可及的速やかに当年度原価(またはそれに類する原価)の適用及び速やかな情報開示がなされることを強く要望します。</p>
9	36 頁	<p>第 2 章</p> <p>「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(3)データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>3 検討</p>	<p>本報告書案 36 頁最下段に、MNO の接続料の経年変化の状況が記載されています。この表によれば、NTT ドコモのレイヤー2 接続の場合の 2008 年度接続料は 12,671,760 円(10Mbps 当たり、月額)であるところ、2011 年度接続料は、4,843,632 円(同上)となっており、接続料は大幅に低減されているとの評価も見受けられます。</p> <p>一方、2008 年度の NTT ドコモネットワークにおける平均通信速度は 666kbps(注 1)、2012 年度の測定では 3.87Mbps(注 2)との結果が報告されており、その間通信速度は約 5.8 倍になっています。このことから、MVNO が NTT ドコモと同等のサービスを実現するには 2012 年度においては約 5.8 倍の帯域が必要であり、金額に換算すれば、2012 年度には、4,843,632 円 x5.8=約 2,809 万円(10Mbps 当たり、月額)の支払いが必要であることを意味しています。</p> <p>即ち、同等のサービスを実現するための接続料は、約 1,267 万円から約 2,809 万円に大幅値上げされていることとなります。</p> <p>一方、2008 年度及び 2012 年度の NTT ドコモのデータ通信料金(定額制)は FOMA サービスでの比較においては最大でも</p>

			<p>10,500 円であり、その間ほとんど変わっておらず、期間中に開始された、より高速な次世代通信 LTE サービス「Xi」については 2012 年度におけるデータ通信料金(定額制)は最大でも 7,980 円と、2008 年度 FOMA サービス料金と比較して値下げとなっています。</p> <p>つまり、同等のサービスを提供するための接続料は大幅値上げになっているが、NTT ドコモ顧客向け提供料金はほぼ一定、あるいは値下げとなっているというのが現実です。</p> <p>この事実は、原価等の測定年度の議論のみならず、自社向け原価と接続事業者向け原価が異なっている可能性、あるいは原価割れ販売の可能性など、様々な矛盾、不一致が存在する可能性を示唆しています。本研究会ではこの点について体系的な検討がなされませんでした。このようなデータ接続料と密接に関連する根本的な問題を解明するために、「本研究会で扱った 5 つの課題以外に重要な問題が存在する可能性が高いこと」及び「総務省がそれらを直ちに解明すること」を報告書に付記することを要望します。</p> <p>(注 1)日経トレンディ 2007 年 6 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出</p> <p>(注 2)日経トレンディ 2012 年 10 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出</p>
10	37 頁	<p>第 2 章 「各課題の検討」 6.その他の課題 (1)暫定値を用いたデータ接続料の算定方法について</p>	<p>接続料確定までの暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成すると共に、速やかな改善を要望致します。</p>

以上

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

この度は、「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（案）に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

●モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方

接続料算定に係る基本的な観点として「適正性確保」と「検証可能性の確保」に加えて「公平性の確保」の観点を明確に位置づけることに賛同いたします。

適正性および透明性については、これまでの取り組み（二種指定ガイドライン、二種指定接続会計規則）により向上が図られてきました。次のステップとして、公平性の考え方を導入し、算定ルールの精緻化を推進することは、重要性が高まりつつあるモバイル市場における諸課題（事業者間紛争、等）の解決および、競争環境の整備の一助となると考えます。

一方、二種指定ガイドラインでは、二種指定事業者以外の携帯電話事業者においても「ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である」と定められています。指定基準の変更に伴い、携帯大手三社が二種指定事業者となった現在、改めてガイドラインの対象事業者を二種指定事業者とすることを明確化すべきであると考えます。二種指定事業者以外の事業者に対してまで、ガイドライン対応を求めることは規制強化につながるだけでなく、二種指定制度の趣旨を埋没させるものと考えます。

●設備区分別算定について

設備区分別算定の導入で、より設備の利用実態に即した精緻な算定が可能になると考えます。しかしながら、設備区分ごとに原価と利潤を把握して算定を行う負担は大きいため、二種指定事業者以外の事業者に対しては、新しい様式において記載できる範囲で可とする、または、設備区分別算定は免除し従来の算定方法での対応で可とする等、何らかの考慮が必要であると考えます。

また、設備区分別の費用、利潤、需要が、各事業者のネットワーク構成や設備投資戦略の情報となることから、ガイドラインには総務省殿の検証を行うための算定根拠であり、開示は義務付けられていない旨を記載すべきと考えます。

●原価の範囲（営業コストの算入）について

営業コストの算入については、設備との関連性が希薄なものまで原価算入が行われているのではないかと懸念の声もあることから、一律接続料対象外とするのがわかりやすいのではないかと考えます。

現段階での一律控除が難しい場合は、算入可能な営業コストに関するガイドライン上での記述を明確化するとともに、総務省殿にて十分な検証が行われることが適当であると考えます。

●データ接続料算定について

需要の分母にあたる総帯域幅について、MNOの立場として、ISP側装置の総帯域幅を採用することがネットワークの実態を反映した算定となり適切であると考えます。

また、移動通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、MVNOもその便益を享受していることから、原則接続料原価に算入可能とする考え方が適当であると考えます。

MVNOは非効率的な投資が含まれているとして、設備余裕に係るコストの負担に否定的な意見を示していますが、技術革新のスピードや増大するトラフィック対応等の環境下において競争の中で投資を行っている現状では、MVNOが懸念するほどの非効率的な投資を考慮しなければならない蓋然性はないと考えます。

以上

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 101-0051
住所 とうきょうとちよだくかんだじんぼうちょう 東京都千代田区神田神保町 1-105
名称 株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役 すずき こういち 鈴木 幸一
連絡先

電話番号

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（案）に関し、別紙の通り意見を提出します。

頁	章	当社意見
3 頁	はじめに	本報告書案において、基本的な考え方として算定ルールの精緻化が挙げられていますが、平成 21 年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（接続ルール答申）および平成 22 年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において示された接続料の算定ルールは基本的枠組みに留まるものであり、現に事業者間において算定ルールを巡る紛争が発生している事例もあることから、算定ルールの精緻化によりこういった紛争を未然に防ぐことは、モバイルビジネス活性化に寄与するものと考え、この考え方に賛成します。
9 頁	第 1 章「モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方」 ③考え方	本報告書案において、接続料算定の「公平性確保」が基本的な観点として位置づけられ、算定の裁量の幅について検討し可能な限りこれを排除又は狭めていくとする考え方が示されていますが、公平な競争環境の導入が望ましいとする観点からこの考え方に賛成します。付記として、データ接続料に関し現時点で届け出ている MNO 二社の接続料の水準には大きな乖離があることから、総務省は算定の公平性について注意して検証していくことが望ましいと考えます。
29 頁	第 2 章「各課題の検討」 5.データ接続料の算定	接続ルール答申に引き続き、本報告書案においても MVNO の新規参入を促し競争を発展させることが重要との基本的な方針が示されたことについては、競争により利用者の便益が増すことから、これに賛成します。
29 頁	第 2 章「各課題の検討」 5.データ接続料の算定	データ接続料の算定ルールに係る具体的な課題に対し、本報告書案で明確な考え方を打ち出せなかったことは、算定ルール精緻化という本研究会の目的からすると残念であると言わざるを得ません。公正な競争環境の整備のため、算定ルールの精緻化は非常に重要であり、早期の明確化に向けた努力が必要であると考えます。
30 頁 31 頁	第 2 章「各課題の検討」 5.データ接続料の算定 (1)データ接続料の需要 ②主な意見	データ接続料の需要について、「基地局側総帯域幅を用いる考え方」では MVNO 負担が過小となるとの意見が示されていますが、ネットワーク設計の観点からは合理的な意見であると考えます。付記として、データ接続料の算定において需要の考え方を変更する場合においては、MVNO の事業へのインパクトが生じないよう過渡期的な措置を講じるべきであることを方針として定めることが望ましいと考えます。

34 頁	<p>第 2 章「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(2)データ接続料の接続料原価</p> <p>③検討</p>	<p>MVNO が負担すべきコストは実際に MVNO が利用した設備に係るコストではなく、MVNO の便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当、との考え方が示されていますが、この考え方に賛成します。従って、移動体通信ネットワークのモビリティといった特性を MVNO のエンドユーザが受益していることにより、モビリティを実現するために必要な設備余裕に関しては MVNO が負担することが相当であると考えます。反面、MNO の需要の見誤りに起因する設備余裕については、MVNO のエンドユーザがこの設備により受益しているとは見なすことができず、このコストを MVNO に対し負担させることは適当ではないと考えます。具体的な算定ルール化については現時点で議論が不足しているとしても、この考え方を原則として採用する点にまで本報告書にて踏み込むことが望ましいと考えます。</p>
36 頁	<p>第 2 章「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(3)データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>③検討</p>	<p>接続料算定の元となる実績値について、前年度の実績値に代わり当年度の実績値を採用することで MVNO の競争環境を整備することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において、実績値の測定年度は MVNO の事業環境に対して大きな影響を及ぼすものと考えます。前年度の実績値に代わり当年度の実績値を用いることは MNO と MVNO の公正な競争環境を整備するとの観点から、この考え方に賛成します。</p>
37 頁	<p>第 2 章「各課題の検討」</p> <p>6.その他の課題</p> <p>(1)暫定値を用いたデータ接続料の算定方法について</p>	<p>接続料確定までの暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成します。</p>

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号	〒105-0001
住所	<small>とうきょうとみなとくらのもん</small> 東京都港区虎ノ門4-1-28
名称	<small>にほんつうしんかぶしきがいしゃ</small> 日本通信株式会社 <small>だいいょうとりしまりやくしゃちやう</small> <small>さんだせいじ</small> 代表取締役社長 三田聖二
連絡先	
電話番号	
電子メールアドレス	

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

モバイル接続料算定に係る研究会報告書(案)につき、以下の通り意見を述べさせていただきます。

詳細は次頁以下の別紙 1 に示すとおりであり、本報告書案の全体的な方向性は現時点においては合理的な判断と考えられ、賛成します。一方、実態と乖離がある部分の表現修正を要望致します。

別紙 1 では、表現修正を要望する根拠のみならず、その基本となる当社の考え方も示しました。また、本研究会において明示的には議論されなかったデータ通信接続料の実態について具体的な数値も示しながら問題点を指摘しました。この点につき、検討課題として報告書に明記することを要望致します。

1. 第 1 章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方

ウ モバイル市場の環境変化と課題 について(7 頁)

本報告書案は、本項において次の 4 点を指摘しています。

- 1) モバイル市場の重要性・必要性がさらに高まっていること
- 2) 携帯電話市場が指定電気通信事業者 3 社による寡占状態になっていること
- 3) MVNO の重要性が高まっていること
- 4) モバイル接続料を巡って、特に相互に接続料を支払い合う関係にある MNO 間で紛争が生じていること

即ち、重要性が高まっているモバイル市場において、MNO 間の不要な紛争を未然に防ぐ手段の導入と MVNO を活用したモバイル市場の活性化が、今後の我が国の情報通信政策に重要であり、これらを実現すべくモバイル接続料に係る研究会が開催されたと理解されます。

この MVNO については、2007 年の総務大臣裁定後、多種多様な MVNO が誕生し、無線周波数の有限希少性などの側面から少数寡占となりがちなモバイル市場において、MVNO の市場参入をも梃子として競争環境が少しずつ整い、徐々にではありますがサービスの多様化、価格の低廉化が進展してきたと言えます。このように、MVNO はモバイル市場の活性化に寄与してきたと考えられますが、その反面、携帯電話市場全体における MVNO シェアは依然低いままであり、その大きな要因の一つは接続料金が実態として値上げとなっているからと考えられます。その事例は以下に述べるとおりです。

本報告書案 36 頁に、MNO の接続料の経年変化の状況が記載されています。この表によれば、NTT ドコモのレイヤー 2 接続の場合の 2008 年度接続料は 12,671,760 円(10Mbps 当たり、月額)であるところ、2011 年度接続料は 4,843,632 円(同上)となっており、接続料は大幅に低減されているとの評価も見受けられます。

一方、2008 年度の NTT ドコモネットワークにおける平均通信速度は 666kbps(注 1)、2012 年度の測定では 3.87Mbps(注 2)との結果が報告されており、その間通信速度は約 5.8 倍になっています。このことから、MVNO が NTT ドコモと同等のサービスを実現するには 2012 年度においては約 5.8 倍の帯域が必要であり、金額に換算すれば、2012 年度には、4,843,632 円 x 5.8 = 約 2,809 万円(10Mbps 当たり、月額)の支払いが必要であることを意味しています。即ち、同等のサービスを実現するための接続料は、約 1,267 万円から約 2,809 万円に大幅値上げされていることとなります。

一方、2008 年度及び 2012 年度の NTT ドコモのデータ通信料金(定額制)は FOMA サービスでの比較においてはともに最大でも 10,500 円とほとんど変わっておらず、また期間中に開始された、より高速な LTE 通信サービス「Xi」については 2012 年度におけるデータ通信料金(定額制)は最大で 7,980 円と、2008 年度 FOMA サービス料金と比較して値下げとなっています。

つまり、同等のサービスを提供するための接続料は大幅値上げになっているが、NTT ドコモ顧客向け提供料金はほぼ一定、あるいは値下げとなっているというのが現実です。

この事実は、原価等の測定年度の議論のみならず、自社向け原価と接続事業者向け原価が異なっている可能性、原価割れ販売の可能性、あるいは 3G ネットワークと 4G ネットワークの間で不明瞭な原価配分を行っている可能性など、様々な疑念や矛盾が存在する可能性を示唆しています。本研究会ではこの点について体系的な検討がなされませんでした。このようなデータ接続料と密接に関連する根本的な問題を解明するために、本研究会で扱った 5 つの課題以外に重要な問題が存在すること、及び総務省がそれらを直ちに解明することを報告書に付記することを要望します。

(注 1) 日経トレンディ 2007 年 6 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出

(注 2) 日経トレンディ 2012 年 10 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出

NTTドコモ通信サービスの通信速度、料金に対する接続料の遷移

	2008年	2012年
平均通信速度	666 Kbps	3.87 Mbps
料金	10,500円 <small>(定額データプランHIGH-SPEED上限金額)</small>	10,500円 <small>(定額データプランスタンダード上限金額) (参考) Xiデータプラン2上限金額: 7,980円</small>

MVNOがNTTドコモと同等のサービスを実現するには、5.8倍の帯域が必要

接続料	1,267万円/10Mbps	2,809万円/58Mbps <small>(484万円/10Mbps × 5.8)</small>
-----	----------------	---

実質的には大幅な値上げ

2. 第 2 章 各課題の検討

5. データ接続料の算定 について(29 頁)

本研究会は、2011 年の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」の答申を受け、特に第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「第二種指定電気通信事業者」と略記)に対し、電気通信事業法第 34 条が定める事後規制の考え方に照らして、総務省が従来行ってきた審査基準を、検証性や公平性確保の観点から、必要に応じてより明確にするものです。

従前より総務省は電気通信事業に関する管理監督を事業法に基づき行ってきたところ、本研究会で扱う課題は、その実例が多数あり一定の議論もなされてきたが、問題が解決されず、かつかかる問題の影響が大きくなっているため、考え方を整理する必要がある課題であるべきです。本報告書案にも記載されている MNO 間の紛争に関わる問題はその良い実例であり、単に MNO 間の問題にとどまらず、利用者に直接関係する問題であることから、研究会において議論され整理される必要があります。

本報告書案は、「設備区分別算定」、「移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第 2 の関係」、「原価の範囲」、「利潤」の 4 つの課題について考え方(方針論)を示していますが、これらはまさに上述の例に該当し、これらを本研究会において扱うことは極めて適切な判断であり、その結果も合理的であると考えます。

一方、これを踏み出して、実例が少ない、または、発展途上であり議論すべき点が多々ある課題に対して先回りした整理を行うことは、事業法第 34 条が定める事後規制の考え方に抵触し、事前規制に該当する可能性もあることから、慎重な判断が必要です。本研究会のテーマの一つである「データ接続料の算定」はまさにこの状態にある課題であり、この点を本研究会が検討課題の指摘にとどめた点は、事業法の考え方とも合致した適切な判断であったと考えます。

以上のとおり、現時点においては、本報告書案の全体的な方向性は適切であると考えます。

一方、原点に立ち戻って考えると、本報告書案に記載されているような課題について、事業者間紛争の発生、発生可能性、またはそれに類する状況を契機として議論を行い整理せざるを得ないという仕組みは、事業法第 34 条の規定に不明確な部分があり、その不明確さ故に、問題が発生するたびに総務省がそのルール作りを研究会等の外部機関に委ねなければならない、という点に端を発していると思われます。即ち、事業法 34 条が規定する事後規制の考え方は、概念としては理解できるものの、そ

の運用には相当な曖昧性が残り、そのことが不要な紛争等の可能性を生み出していると考えられます。

第二種指定電気通信事業者 3 社の市場寡占化が問題視されていることも鑑み、事業法を改正し、第二種指定電気通信事業者に対しても第一種事業者と同等の事前規制の枠組みを適用することを強く要望致します。

3. 第 2 章 各課題の検討

5. データ接続料の算定 (1) データ接続料の需要 について(29 頁)

本項目では、帯域幅料金の考え方は単純なものではなく多数の具体的論点があること、その具体的な内容に関する当社の考え方、過去においても関係者間で相当な議論がなされたが、必ずしも共通理解に立っているものとは言えないこと、従って、研究会等における結論導出は時期尚早であることの具体的根拠の例を示します。これらは次項で述べる「ISP 側総帯域を用いる考え方が適当という MNO 見解」が誤りであることの根拠を示すものでもあります。

本報告書案で議論されているデータ通信接続料に関する帯域幅課金方式を議論する場合、その基本となるのはキャパシティに対する考え方です。キャパシティは、そのシステム(ここでは通信ネットワーク)が単位時間あたりにどの程度の処理(ここでは信号伝送処理)ができるかを表現する概念です。本研究会でも取り上げられた(総)帯域幅がこのキャパシティを正確に表現していないことは、例えば同じ装置(交換機など)に、より高速の回線を繋いでも、その装置の処理能力まで回線速度を増やすことができるという事実からも、直感的に理解できることです。このことは、帯域幅を接続料計算に用いるという手法は、キャパシティを近似的にしか表していないということを意味しており、本研究会でのデータ通信料の議論は、近似値の精度を議論しているに過ぎないと言えます。

現状、一般的には MNO のネットワークにおいて、基地局側設備の投資額はネットワーク投資額全体の 9 割を占めていると言われていています。この投資金額が相対的に大きいという事実と、無線エリア構築の難しさ(例えば、基地局設置場所の選定など)から、基地局側設備の投資サイクルは必然的に長くなります。一方、ISP 側装置は投資額が相対的に小さく、また MNO のデータセンター内に設置される設備であって、その増設撤去を比較的容易に実施できることから、投資サイクルは基地局側設備に比べ短くなります。このように、基地局側設備と ISP 側設備は同じ網内設備でありながら、投資額も投資サイクルも異なる側面を有しており、それに付随する帯域も、異なった性質を有しています。

本報告書案には、全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方など3つの考え方が示されています。このうち、全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方により計算するということは、仮に基地局側が余剰設備を抱えざるを得ないにしても、接続料計算に用いるネットワーク原価の大部分を占める基地局設備並びに基地局側帯域幅に着目して接続料を計算する手法は、原価も総帯域幅もネットワーク全体を“擬制”するという観点から、使用に耐えうる近似値を与えると解釈できます。これとは逆に、ISP 側総帯域幅を用いる考え方で計算する方法は、MNO の意思で比較的容易に増減が可能な帯域幅で接続料を定義することになり、言わば矮小化された値になるという側面を有しています。

当社は、2007 年 11 月の総務大臣裁定を挟み、関係者と長期に渡り帯域幅料金の在り方について相当な議論を重ねてきました。具体的にはキャパシティの捉え方、ネットワークの最適性、キャパシティと帯域幅の関係などについて議論を行ってきましたが、課題は多岐にわたることが明確になりました。引き続き、MNO と MVNO の間で接続に関する様々な協議を持つことで、より多くの事例を積み重ね、これらの課題を解明していく必要があります。以下では、今後も必要な議論の項目の一部について当社の考え方を示しますが、本項で述べるこれらの点に代表される課題について、さらなる議論や事例の積み重ねが不十分であることが現時点での結論導出が時期尚早であると考えます。

・ネットワークの最適性に関する議論

事業法 34 条は、第二種指定電気通信事業者のネットワークが「能率的な経営の下における」ネットワークであること、即ち最適なネットワークであることを前提としています。本報告書案ではこの点について触れていませんが、議論の前提として、MNO のネットワークが最適ネットワークか否かの検証が必要です。本報告書案 32 頁、脚注 15 は、下流の設備(基地局等)が上流の設備(交換局等)に対して、必然的に余裕があるとしています。自網内折り返しがある回線交換接続と異なり、現在のところ自網内折り返しがないパケット交換ネットワークにおいてはその余裕度差は遥かに小さいはずであるところ、パケット交換ネットワークにおいてもその差は大きいと言われています。一方、誰もが体験できる例を挙げれば、LTE サービスにおいて、端末の最大処理速度が 75Mbps などと謳われているところ、明らかに通信トラフィックが少ないと思われる地域において、10Mbps に満たない速度しか体験できないことは、ネットワークの最適性を疑わざるを得ない事例です。このネットワーク最適性の議論なしに需要の議論をするのは無理があると考えます。

・MVNO 通信トラフィックが“余剰設備”を使っている可能性

携帯電話契約数が 1 億 3000 万を超える中、MVNO 契約数は 5%未満と推定され、この通信トラフィックのすべてまたは大半が新たな設備投資を必要としているかどうかは定かではありません。この傾向は、小規模の MVNO ほど強いことも事実です。“遊休設備”を使用して MVNO トラフィックが処理され

るのであれば、自ずと原価に対する考え方は異なってきます。本報告書案では、過剰な設備投資の可能性が議論されていますが、実際に、MVNOの通信トラヒックのために投資構築した設備及びその金額の実態が定かでない中、さらなる接続料原価の議論が必要であると考えます。

・伝送容量の「保証」について

本報告書案 31 頁には、「帯域幅課金方式」は電気通信設備上で MVNO に保証された伝送容量に対して課金する方式と解することが適当である」と記載されています。しかしながら、このような「保証」がなされているかどうかについては、大きな疑問があります。MVNO 通信トラヒックと MNO 通信トラヒックの対等性を考えるならば、先に占有した通信トラヒックにより MNO も MVNO も「保証されない」状態の方がより現実の運用に即していると考えます。そうであれば、MVNO が利用する ISP 側帯域は「保証されない最大利用可能帯域」であり、この帯域幅を持って需要とすることは不公平です。この点が勘案されていないため、ISP 側帯域を用いることは、MNO 側に有利な需要の定義になります。

・全基地局の伝送容量の総和と無線区間(移動局と基地局間)における伝送容量の総和の差

本報告書案の「全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方」は、基地局設備から無線制御装置に向かう回線の伝送容量の総和を基にした考え方ですが、この伝送容量の総和と無線区間(移動局と基地局間)における伝送容量の総和には大きな差があると思われまます。この点を検証しておくことは、無線周波数有効利用の観点からも重要であり、仮に、両者に大きな差があるとすれば、別の有力な案として、無線区間の伝送容量の総和を基礎として算出する方法も取り上げられるべきです。このような可能性も検討課題の一つであることから、本報告書案では、現時点での方向性提示は時期尚早と結論づけたと考えられます。

4. 第 2 章 各課題の検討

5.データ接続料の算定 (1)データ接続料の需要 2 主な意見 について(30 頁)

第 3 項で述べたことから、ISP 側総帯域幅を用いる考え方が適当という MNO の見解は、誤りであると考えます。

5. 第 2 章 各課題の検討

5.データ接続料の算定 (1)データ接続料の需要 2 主な意見 について(31 頁)

「MVNO の立場から、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的」とする見方について、一部の MVNO がこのような意見提起を行ったとしても、このような見解は MVNO の代表的な見

解ではなく、異なった複数の見解があると認識しています。第 4 項で述べたとおり、当社は ISP 側総帯域幅を用いる考え方は誤りであるとの見解であり、この部分に、「ISP 側総帯域幅を用いる考え方は誤りであるという見解もある」ということが付記されることを要望します。

6. 第 2 章 各課題の検討

5. データ接続料の算定 (3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度 3 検討 について (36 頁)

接続料算定の基となる実績値について、本報告書案 36 頁において、「当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して、MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある」とし、MNO と MVNO 間の原価の認識が対等になっていない可能性を指摘したことは、本議論を進める上で、大きな前進であると言えます。

MNO が自社しか知りえない当年度原価や将来原価を利用して自社の契約者料金を決定している可能性が高い中、前年度原価しか知りえない(しかもその開示時期は当年度の年度末に近い時期である) MVNO との間で不公正な競争環境を助長する大きな要因そのものであることから、可及的速やかに当年度原価(またはそれに類する原価)の適用及び速やかな情報開示がなされることを強く要望します。この点につき、総務省が早期に関係するガイドラインを整備するとともに、MNO においても新たなガイドライン等の策定を待たず、迅速に実施されることを強く望みます。

7. 第 2 章 各課題の検討

6. その他の課題 (1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について(37 頁)

本報告書案において、接続料確定までの間の暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成すると共に、速やかな改善を要望致します。

8. 本報告書案で議論されなかった接続に関するその他の課題について

本研究会では議論されませんでした。接続料算定に係る課題のほかに、MNO と MNO の間又は MNO と MVNO の間の接続に関する重要課題が多々残っています。例えば、従来から総務省の各種研究会等で議論されてきたような、アンバンドル化に関する問題(HLR 接続機能、パケット着信機能など)、

新たな接続に係る開発費の負担や開発期間の問題、さらに MNO-MVNO 間のシステム連携に関する課題などの重要課題についても、ほとんど進展が見られていません。

例えば、MVNO が通信回線を開通する際、MNO の回線開通関連設備と MVNO の顧客管理システムの連携が人手を介さずに実現実施されるのが理想であるところ、我が国においては、このような要望はなかなか実現されません。一方、当社米国子会社とレイヤー2 接続を行なっている米国大手携帯電話事業者との間では、既にシステム連携が実現されています。即ち、両者間の協議により、MNO から連携インターフェース(“API”)の開示が無料かつ速やかになされ、この API を介して両者のシステムは短期間のうちに完全なシステム連携がなされた事実があります。

このことは、本意見書案でも述べられているとおり、総務省がモバイル市場における公正な競争環境を整備し、MVNO の新規参入の促進、発展を促し、ひいては情報通信分野の発展が幅広い産業・社会分野へ波及することにより我が国成長のエンジンとして機能させようと推し進めているにもかかわらず、我が国の MNO が、それを阻害しようとしているとの誤解すら招くものであり、国際競争力の観点からも望ましいことではありません。

これらの点及び本報告書案において示された各種方針が、新たなガイドライン等の策定を待たず、迅速に実施されることを総務省及び MNO に強く期待します。

以上

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 「設備区分別算定」について

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に設備区分別算定に係る様式を追加する目的は、総務省殿が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためであり、ガイドライン別表2の他の様式含め、事業者への開示が義務付けられるものでないと考えております。

2. 「利潤」について

(1) 資本構成比率の算定

貸借対照表上の資本構成比は、会計の見積もりや会計基準の変更の影響を受けるため、客観性・論理性的の観点から必ずしも合理的でないと考えます。

また、自己資本利益率は、Capital Asset Pricing Model(以下、「CAPM」という。)を前提としており、CAPM の算式に用いている各種パラメータには市場データが用いられています。そのため、CAPM により算出された自己資本コストは市場価格(時価)に対しての期待収益となり、対応する資本構成比も時価をベースに算定することが合理的と考えます。

資本構成比の算定の考え方については、貸借対照表上の資本構成比に限定せず、時価評価による資本構成比の算定について、引続きご検討頂きたいと考えます。

(2) 自己資本利益率の算定

「リスクの低い金融商品の平均金利」及び「主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの」については、事業者固有の事情が反映される変数ではないことから、事業者間で統一した数値とする報告書案の考え方に賛同します。

また、「主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの」については、可能な限り長期のデータを採用することが一般的であることから、報告書案にあるとおり、「1952年から年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)」を採用することが合理的と考えます。

なお、「 β 」は、市場の変動に対する個別株式の価額の感応度を表すものであることから、各社個別の数値が設定されるべきと考えます。

3. 「データ接続料の算定」について

(1) データ接続料の需要

提供エリアにおいて、どこでもデータ通信サービスを受けられるようにするためには、提供エリア内に設置されている各階梯の各設備で容量の確保が必要であり、そのための設備コストも MVNO は、

応分負担すべきであり、ISP 側帯域を総帯域幅とした比率を用いて算定することが合理的と考えます。

(2) データ接続料の接続料原価

現状、携帯事業者間においては、提供エリアの広さや繋がり易さも含めたサービス全般において、熾烈な競争環境にあり、非効率的な設備投資等は基本的に存在しないと考えています。

なお、報告書案において、「標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方」及び「適切な輻輳対策に必要な設備余裕の範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について」等の検討を例示されていますが、標準的なサービス品質や設備投資基準等を定めることは、今後の携帯事業者間のサービス品質、ユーザ料金及び設備に係る競争を阻害する可能性があることから、慎重に取り扱うべきと考えます。

(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度

報告書案にあるとおり、当年度の実績値を基礎とした算定については、接続料の額の確定まで相当程度時間がかかり MNO、MVNO 双方にとって経営に与える影響が大きいことや、予測値を用いた暫定精算を行うこととなる可能性があり予測値の算定に多大なコストが必要なこと等、多くの課題が存在すると考えます。

4. 「その他の課題」について

(1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について

来年度に適用する接続料を合理的な予測に基づき算定することは、予測値の算定等にも多大なコストや期間を要する可能性があり、また、接続料が大幅に減少する場合を前提としていますが、中長期的には状況が変動することも考えられ、制度の総体的な安定性・公平性の観点等についても留意が必要と考えます。

(2) 接続固有に発生する費用

接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費についてもその便益の程度に応じて、事業者間で応分に負担することが適当と考えます。

以上

意見書

平成25年3月18日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめきんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

※本意見書において、敬称は省略させていただいております。

章	具体的内容
	<p><はじめに></p> <p>日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えます。</p> <p>一方、複数の二種指定事業者が同じ規制下でモバイル接続料を設定する現状において、接続料の算定方法を不当に拡大解釈し、接続料を高額に設定する二種指定事業者が仮に存在すれば、公平な競争環境が損なわれるため問題であると考えます。総務省においては、二種指定事業者がそれぞれ適切に接続料を算定しているか、厳格に検証を行うことが必要です。この点、報告書(案)において、「公平性確保の観点」を基本的な観点として位置づけるとされたことは、適切であると考えます。今回、報告書(案)で示された算定方法に関する考え方については、二種指定ガイドラインにも明記すべきと考えます。</p> <p>また、日本におけるMVNOに関する現行の制度については、MVNOがMNOに比べて交渉上弱い立場にあることを前提として作られており、接続の形態によるMVNOの参入を認めているという点等において、世界的にみてもMNOに対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。</p> <p>しかしながら、モバイル市場においては、端末レイヤーや上位レイヤーが起点となった新たな垂直統合モデルが出現し、MNOの事業領域がネットワークレイヤーにおいて単にデータ転送をする役割に留まる「ダムパイプ化」が進展する可能性が指摘されるなど、大きな市場環境の変化がグローバルな規模で起こっており、日本においてもMNOに対して強い交渉力を持つMVNOが市場に参入してくることが予想されます。</p> <p>平成23年12月20日の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に関する情報通信審議会答申においても、「MVNOに関する現在の制度が「ダムパイプ化」の流れを促進する可</p>

章	具体的内容						
	<p>能性があることを踏まえつつ、グローバルなMVNOの展開が見られる中で、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。」</p> <p>「したがって、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNOの双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要であり、この観点から、適時適切にルールの見直しを行っていくことが求められる。」と明記されているところです。</p> <p>今回の報告書(案)の内容についても、MVNOに過度に有利な内容とならないか、慎重に検討される必要があると考えます。</p> <p>また、競争政策委員会等の公の場において、そもそも接続の形態によるMVNOの参入を今後も認める必要があるかという観点で、現在のMVNO制度を抜本的に見直すための検討を早急に行う必要があると考えます。</p>						
<p>第2章 各課題の検討</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="353 770 1032 986"> <p>1. 設備区分別算定</p> </td> <td data-bbox="1032 770 2136 986"> <p>精緻な設備区分別算定を導入するためには、設備区分ごとの需要計測や、コストを細分化して把握することなどが必要となることから、新たな算定コストが発生します。こうした算定コストを抑制するためにも、設備区分は必要最小限にとどめることが適切であると考えます。また、他の合理的で簡便な方法の採用も認められるべきであると考えます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 986 1032 1230"> <p>2. 移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2の関係</p> </td> <td data-bbox="1032 986 2136 1230"> <p>企業結合により発生したのれん代や識別可能資産は、買収価額により変動するものであり、競争入札等においては著しく高騰することがあります。また、償却期間も将来の業績見積り次第で変動することから、基地局や伝送設備のように同一の条件で評価・償却できる性質のものではないと考えます。従って、実績原価方式で算定する接続料において、のれん償却額を「個別のやむを得ない事情」として算入することは不適切であると考えます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1230 1032 1441"> <p>3. 原価の範囲(営業コストの算入)</p> </td> <td data-bbox="1032 1230 2136 1441"> <p>新しく獲得した周波数を利用したサービスエリアの拡大及びサービス品質の向上等に係る宣伝費等は、自社サービスの販売促進を目的とした周知活動にかかるコストであり、「周波数再編の周知コスト」として接続料原価への算入が認められる「設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業費」には含まれないと理解しております。</p> </td> </tr> </table>	<p>1. 設備区分別算定</p>	<p>精緻な設備区分別算定を導入するためには、設備区分ごとの需要計測や、コストを細分化して把握することなどが必要となることから、新たな算定コストが発生します。こうした算定コストを抑制するためにも、設備区分は必要最小限にとどめることが適切であると考えます。また、他の合理的で簡便な方法の採用も認められるべきであると考えます。</p>	<p>2. 移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2の関係</p>	<p>企業結合により発生したのれん代や識別可能資産は、買収価額により変動するものであり、競争入札等においては著しく高騰することがあります。また、償却期間も将来の業績見積り次第で変動することから、基地局や伝送設備のように同一の条件で評価・償却できる性質のものではないと考えます。従って、実績原価方式で算定する接続料において、のれん償却額を「個別のやむを得ない事情」として算入することは不適切であると考えます。</p>	<p>3. 原価の範囲(営業コストの算入)</p>	<p>新しく獲得した周波数を利用したサービスエリアの拡大及びサービス品質の向上等に係る宣伝費等は、自社サービスの販売促進を目的とした周知活動にかかるコストであり、「周波数再編の周知コスト」として接続料原価への算入が認められる「設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業費」には含まれないと理解しております。</p>
<p>1. 設備区分別算定</p>	<p>精緻な設備区分別算定を導入するためには、設備区分ごとの需要計測や、コストを細分化して把握することなどが必要となることから、新たな算定コストが発生します。こうした算定コストを抑制するためにも、設備区分は必要最小限にとどめることが適切であると考えます。また、他の合理的で簡便な方法の採用も認められるべきであると考えます。</p>						
<p>2. 移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第2の関係</p>	<p>企業結合により発生したのれん代や識別可能資産は、買収価額により変動するものであり、競争入札等においては著しく高騰することがあります。また、償却期間も将来の業績見積り次第で変動することから、基地局や伝送設備のように同一の条件で評価・償却できる性質のものではないと考えます。従って、実績原価方式で算定する接続料において、のれん償却額を「個別のやむを得ない事情」として算入することは不適切であると考えます。</p>						
<p>3. 原価の範囲(営業コストの算入)</p>	<p>新しく獲得した周波数を利用したサービスエリアの拡大及びサービス品質の向上等に係る宣伝費等は、自社サービスの販売促進を目的とした周知活動にかかるコストであり、「周波数再編の周知コスト」として接続料原価への算入が認められる「設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業費」には含まれないと理解しております。</p>						

章		具体的内容
4. 利潤	(1) 機能に係るレートベース	のれん代のように買収価額により変動するものは「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とは言えないため、レートベースから除外されるべきと考えます。
	(2) 資本構成比の算定	—
	(3) 自己資本利益率の算定	総務省において β の適正な範囲を検証するにあたっては、非上場企業や複数事業を営む事業者の β を適正に評価するために合理的な推計の手法として、代表的な携帯電話事業者の β を基にアンレバード、リレバードした値をベンチマークとすることが適当と考えます。また、報告書(案)で資本構成比を検討する際に、様々な考え方があなかで、適正性・透明性・公平性の観点から貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用したことに鑑みると、アンレバード、リレバードを行う際に用いる資本構成比についても、算定対象事業者の貸借対照表上の簿価から直接算出した比率を用いてベンチマークを算出すべきであり、当該ベンチマークを超えない範囲に各算定事業者の β 値を抑えることが適当であると考えます。また、総務省は、当該ベンチマークを著しく超える β 値を採用した事業者の扱いについて、ガイドラインに明記すべきと考えます。
5. データ接続料の算定	(1) データ接続料の需要	これまで主張させていただいた通り、ISP側総帯域幅で算定すべきと考えます。
	(2) データ接続料の接続料原価	<p>MVNOからの接続請求又は需要増対応要請に即応する場合において、MNOはいわゆる「在庫」の一部をMVNOに提供し、接続に応じることになります。この場合、当該MVNOはMNOと等しく全ての「在庫」の利益を享受していることになります。</p> <p>仮に、MNOに一切の「在庫」の保有が認められないとするならば、MNOは、MVNOから受ける接続請求及び需要増対応要請に対し、MNO網の設備増設が完了するまでの間、当該接続請求及び対応要請に応えることができなくなります。また、周波数逼迫によりMNO網の設備増設ができない場合には、やむを得ず、当該接続請求及び対応要請をお断りせざるを得ません。さらに、当該設備増強に係る費用は、当該接続請求及び対応要請に応えるためだけに発生するコストであることから、当該接続請求及び対応要請を行ったMVNOに全額負担いただくを得ません。</p> <p>従って、MNOが保有する設備余裕については、受益者であるMVNOにも応分負担を求める整理とすることが適切であると考えます。</p>
	(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度	データ接続料の算定にあたり、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いようとした場合、必然的に予測値を用いることとなり、接続料は暫定料金となります。予測値と実績値の乖離

章		具体的内容
		<p>について別途精算を行う必要が発生し、結果として接続料の確定が最大で2年程度先になります。暫定料金による精算期間が長期間にわたることとなり、MNO 及び MVNO の両者とも、経営に与える影響を予測することがこれまで以上に困難になります。さらに、精算額が多額となる場合も考えられ、MNO 及び MVNO の経営に深刻な影響を及ぼしかねません。</p> <p>また、MNO は熾烈な競争環境下において、爆発的に増大するトラヒック対策や、急速に進展する技術革新に対応するため、様々なリスクを負って絶え間なく設備投資を行っています。一方、MVNO は、MNO のような設備投資リスクを負うことなく、自由に MNO 網を選択し、原則期間の縛りもなく、利用する期間についてのみ減価償却ベースで費用を負担することにより、MNO と同様に全国エリアでのサービスを簡単に展開することができます。このように、既に世界的にみても MNO に対して特に厳しい規制が存在する上に、更に MVNO に配慮した何かしらの措置を講じようとする事は、却って MNO と MVNO 間の公正な競争を阻害することにもなりかねません。</p> <p>従来、適用年度の前年度における実績値を採用した接続料算定が是認されてきたことに鑑みると、前述のような MNO 及び MVNO の経営に与える影響の考慮や、MNO と MVNO 間の公正な競争環境を確保する観点も含め、実績値の測定年度の見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p>
6. その他の課題	(1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について	—
	(2) 接続固有に発生する費用	—

意見書

平成25年3月18日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だひようとりしまりやくしゃちょう かとう かおる
代表取締役社長 加藤 薫

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号：
メールアドレス：

「『モバイル接続料算定に係る研究会』報告書(案)に対する意見募集」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

1. 基本的な考え方

- ◆ 2010年3月制定の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種指定ガイドライン」という)によって、二種指定事業者の接続料算定等に係る考え方について一定の明確化が図られたことは、事業者間協議の円滑化や、電気通信市場における公正競争促進に大きく寄与するものであったと認識するところですが、以降も、接続料の適正性を巡り携帯電話事業者間で紛争が生じている点や、主要携帯電話事業者3社が二種指定事業者となったこと、及びMVNO契約者数が増加している点など、モバイル市場を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえれば、そうした変化に対応したルール整備の必要性が高まっていたものと当社も認識するところ です。
- ◆ また、今回の議論において、「適正性確保の観点」や「検証可能性確保の観点」に加え、携帯電話事業者毎に異なる算定方法が用いられている現状を踏まえて、「公平性確保の観点」についてもモバイル接続料算定の検証に係る基本的な観点として位置づけられたことは、接続料を巡って昨今携帯電話事業者間での協議が難航している状況において、妥当な判断であると考えます。
- ◆ 加えて、本報告書(案)では、「モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブにも留意することが必要」あるいは、「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要」との記載もあり、この点も重要なポイントであると考えます。
- ◆ 一方で、データ接続料の算定方法については、「どの課題についても、更なる調査・検討が必要であると考えられるため、必要な検討ポイントを指し示すに留める」とされておりませんが、一部MNO-MVNO間では接続料を巡った見解の相違が争いとして顕在化していることを踏まえれば、データ接続料の算定に係る考え方については、早急に明確化を図る必要があるものと考えます。
更には、MNO-MVNOの関係においては、海外巨大プレイヤーのMVNO参入可能性も高まっている状況も踏まえ、接続料算定に係るルール整備のみに留まらず、MNO-MVNO間の運用に係る詳細ルール全般に及ぶ早急な見直しが求められるものと考えます。

2. 個別記載箇所に対する意見

<1. 設備区分別算定>

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.14</p> <ul style="list-style-type: none">◆現実のネットワークでは、設備毎に需要(利用回数)が異なっていることを踏まえれば、設備区分別算定は、設備の利用実態に即したより精緻な算定方法◆一部の携帯電話事業者の意見に示されているとおり、携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要である。こうした意見を踏まえれば、まずは、ネットワークに係る事業者間の相違や今後の変化に配慮した、基本的な設備区分の設定に留めることが適当 <p>P.15</p> <ul style="list-style-type: none">◆算定根拠として、新たに、各機能別に、設備区分ごとに費用、利潤、需要を整理した様式を追加することが適当◆総務省が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためのものであり、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられる	<ul style="list-style-type: none">◆設備区分別算定は、実際の設備使用のあり方に即した適正な算定方法であると考えます。◆また、総務省殿における算定検証に必要な算定根拠について、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるとの考え方は適当であると考えます。◆なお、設備区分ごとの費用や利潤、需要については、現行の二種指定ガイドラインにおける別表第2様式で定める項目以上に経営秘匿性の高い情報であることから、現状の基本的な区分程度に留められたことは適当であるが、同様式の更なる詳細化については慎重な検討を期すべきであり、必ずしも画一的様式化にとらわれない柔軟な対応を検討すべきものと考えます。

<3. 原価の範囲(営業コストの算入)>

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.20</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現状の二種指定事業者の二種指定ガイドラインに基づく営業コスト算入の基本的な枠組みは、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業コストに限って接続料原価への算入を認めるものであり、モバイル市場における環境変化を踏まえても合理的 ◆また、限定列举された営業コストについても、これらの原価算入を認めないことにより、トラヒックの抑制や不感エリア整備、今後の周波数再編に伴う移行の円滑化に影響が生じる可能性があることを考慮すれば、現時点で直ちに原価算入すべきでない結論付けることは適当ではない <p>P.21</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆二種指定事業者等は、原価算入した営業費について、総務省に対して、設備の安定的な運用又は効率的な展開の必要性を検証可能性に留意した上で十分に説明することが適当であり、総務省は設備の関連性につき十分に検証することが適当 	<ul style="list-style-type: none"> ◆現行二種指定ガイドラインで限定列举された営業コストは、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要なもので、これまでの議論でも設備に帰属するものとして接続料への算入が認められるべきと判断されていますので、これを原価算入すべきでない結論付けることは適当ではないとの結論は適切と考えます。 ◆なお、具体的な営業費の接続料への算入に際しては、総務省殿に個別説明の上で行うべきとの考え方は適当であると考えます。

<4. 利潤>

(1)機能に係るレートベース

(2)資本構成比の算定

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.23</p> <p>◆「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とはいえないものをレートベースの対象から適切に除外</p> <p>P.25～26</p> <p>◆貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用する考え方は、確かに、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではない</p> <p>◆しかしながら、資本構成比の算定が適正か否かを、公にされる会計報告上の貸借対照表から検証することが可能となるため、総務省による検証可能性の確保の観点から適当</p> <p>◆加えて、貸借対照表上の資本構成比を用いる以上、資本構成比の算定自体に事業者の裁量が入る余地はなく、裁量排除の観点からも適当</p> <p>◆さらに、資本構成比に係る考え方が、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方に統一されることから、公平性確保の観点からも適当</p>	<p>◆公平性確保の観点から、簿価から直接算出した資本構成比を採用するとされていますが、二種指定事業者には、現状接続会計報告書を公表していない事業者が存在することや、非上場であることから上場している親会社の簿価を使用することで大型企業買収に係る資金等が貸借対照表に反映される懸念のある事業者が存在することを踏まえ、このような二種指定事業者の接続料について、総務省殿による厳格な算定検証が必要であると考えます。</p> <p>◆また、イー・アクセス殿が、ソフトバンクモバイル殿と同一企業グループとなっていることから、同一グループ内における不透明な取引が行われることのないよう、イー・アクセス殿接続料についても、他事業者等による客観的な検証を可能とするべく、同社を新たに二種指定するか、総務省殿から二種指定ガイドラインに基づく算定を要請することが必要であると考えます。</p>

(3) 自己資本利益率の算定

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.27～28</p> <ul style="list-style-type: none">◆リスクの低い金融商品の平均金利、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたものについては、事業者固有の事情が反映される変数ではない◆具体的にどの数値を用いるかについて、事業者から以下のような考え方が示されており、代表的な考え方として認められることから、この考え方に沿った数値を算定に用いることが適当◆βの「数値」の統一を図る考え方を示すことは困難◆携帯電話事業者間においてβの算定に係る「考え方」に著しい差異が生じている場合においても、公平性確保の観点から問題となりうるため、個別事業者がどのような考え方に基づいてβの算定を行ったか、総務省において一定の検証を行うことが適当である。具体的には、例えば、βの算定に係る考え方について、総務省は事業者に対して詳細な説明を求め、適正な範囲を著しく超える乖離が事業者間で生じていないかを、代表的な携帯電話事業者のβを基礎として合理的に推計したベンチマークに基づき検証することが適当	<ul style="list-style-type: none">◆リスクの低い金融商品の平均金利(R_f)及び、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの(R_p)について、携帯電話事業者個別の事情には影響を受けないものと考えるところ、今回、そうした数値に係るルール統一化に向けて明確な採用数値が示されたことは、二種指定事業者間での接続料算定の公平性確保に大きく寄与するものと考えます。◆一方、βについては、事業者間で相違し統一することが困難であると認識するところ、この点、総務省殿において、適正範囲を超える乖離が事業者間で生じていないかを検証することは、公平性確保の観点から極めて重要であると認識するところです。◆上記観点を踏まえ、適正範囲とされる具体的基準や、適正範囲を超えた場合の是正に向けた具体的措置(事業法上の接続約款の変更命令等)についても、一定の明確化を図るべきであると考えます。

<5. データ接続料の算定>

(1) データ接続料の需要

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.32</p> <p>◆「全基地局の伝送容量の総和」を用いる考え方と「全 ISP 側装置の伝送容量の総和」を用いる考え方を始め、両者の中間的な値を用いる考え方等、複数の考え方が存在してきたところである。それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更に詳細な検討が必要と考えられるため、本研究会では検討ポイントを指し示すに留める</p>	<p>◆今後の詳細な検討に当たっては、現状 MVNO と MNO の契約は、MVNO の装置と MNO の ISP 側装置間の総帯域幅を契約単位としており、MVNO に保証する帯域幅は MNO の ISP 側装置の伝送容量であることを踏まえれば、データ接続料の需要に、全 ISP 側装置の伝送容量の総和を用いることに「一定の合理性が認められ採用することが適切である」との報告書骨子(案)での考えを深化する方向で今後の検討がなされることが適切であると考えます。なお、この判断を事業者の自由な判断に任せている現状においては、MNO と MVNO との間で無用な紛争が生ずることが不可避なことに鑑み、早急に今後の検討についてまとめることを希望します。</p> <p>◆なお、全基地局側の伝送容量の総和を用いる考え方では、報告書骨子(案)でも示されているように、MVNO はモビリティやネットワークの統計多重効果による特性から得られる便益を享受しているにもかかわらず、これを加味しない算定方法となることを意味し、適正性確保の観点や公平性確保の観点からガイドライン等で示す基本的な考え方として適切ではないと考えます。</p> <p>◆なお、両者中間的な値を用いる考え方についても、同様に適正性確保の観点や公平性確保の観点からガイドライン等で示す基本的な考え方としては適切ではないと考えます。</p>

(2) データ接続料の接続料原価

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.33 ◆ 伝送容量と実際に伝送されたトラフィックの差としての設備 余裕が存在</p> <p>P.34 ◆ MVNO が負担すべきコストは、実際に MVNO が利用した設 備に係るコストではなく、MVNO が便益を受けている設備 に係るコストと捉えることが適当</p> <p>P.34～35 ◆ MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係 る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する 考え方もあり得る</p>	<p>◆ 設備容量と実際のトラフィックに差分は生じるものであり、実際にスマート フォンの爆発的普及によるユーザの利用方法の変化によりトラフィックが 劇的に増加している現状においては、将来需要の正確な予測が極めて 困難であると考えるところです。</p> <p>◆ しかしながら、MNO は、ネットワーク品質の維持・向上を目的にこの困難 な予測に誠実に取り組み、設備投資を実施しております。さらに当社の 場合、適時適切に設備構築に努め、仮に差分が生じた場合も、構築済設 備の転用や一部除却などのリバランシングにより効率的な設備運用に努 めているところであります(競争の激しい移動体事業において他の MNO も同様と考えます)。従って、指摘のような非効率的な投資は現実的でな く、当社においてもそのような設備は存在しない若しくはそうした状態を放 置していないものとの認識であります。</p> <p>◆ 以上にかかわらず、結果として差分が生じた場合に MNO のネットワーク 品質を享受する MVNO が相応の負担をしないということは極めて不公正 と考えます。各 MNO のネットワーク品質は、ユーザ及び MVNO のキャリ ア選択基準のひとつであり、事実として、MNO のネットワーク品質をユー ザ向けに PR※している MVNO も存在することも踏まえれば、MVNO ユー ザも当社ユーザと同様の便益を享受しているものと考えべきであり、公 平な負担を前提と考えることが適当であると考えます。</p> <p><例: MVNO 殿ホームページ(2013 年 3 月 18 日時点)> http://www.bmobile.ne.jp/sp/index.html http://join.biglobe.ne.jp/mobile/lte/service_l.html http://www.ijmobile.jp/service/index.html#serviceType http://www.ocn.ne.jp/mobile/?link_id=out_506506_B01-04</p>

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.34</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方の検討など、具体的な算定方法について検討を深めることが適当 ◆適切な輻輳対策に必要な設備余裕の範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について検討を深めることが適当 	<ul style="list-style-type: none"> ◆標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方や、適切な輻輳対策に必要な設備範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について検討を深めることが適当とされていますが、この点は、本来ユーザ要望や経営効率性等を踏まえた各々の事業者の経営戦略に係る事項であり、一概に基準を定めることは容易でなく、かつ適当ではないと考えます。

(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.36</p> <p>◆現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年逓減する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、基本的には、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNO の競争環境を整備することが望ましい</p>	<p>◆「当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO」とありますが、そもそも当年度実績の確定値を当該年度中に把握することは不可能であることに加え、MNO 間での激しい顧客獲得競争の状況や、トラヒック予測が極めて困難な状況等も踏まえ、当社は実態的に当年度原価を視野に置いた営業活動を行っているわけではないため、このような記載は適当ではないと考えます。</p> <p>◆他方、当年度実績値による接続料の算定は、一種指定制度において過去に実績もあると認識しておりますが、既に概ね見直されていることに加え、本報告書(案)に列挙されているとおり、困難な課題も多々存在すると認識しております。</p> <p>◆以上を踏まえ、当年度実績により接続料算定を行うことについては、実績原価に基づく現行の算定の枠組みの範囲を維持しつつ、MVNO と MNO 間でリスクイク等の公平性が担保されることが前提となることが不可欠です。したがって、最終的に確定した当年度実績値と暫定値の間の差額について、当該年度終了後に精算を行うことが当然必要であり、それを明確化すべきと考えます。</p> <p>◆なお、当年度の予測値を用いて算定するのであれば、検証可能性確保の観点からも問題であり、予測値の適正性を巡っては紛争が多発することも予想されることを踏まえ、実態的には 6(1)で示す「精算方法」の工夫において、実質的に解決すべきものと考えます。</p>

<6. その他の課題>

(1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.37</p> <p>◆MNO は、接続料が大幅に低廉化することが合理的に予測される場合は、暫定値として、前年度の接続料に替えて合理的な予測に基づき算定した予測額を用いることによってMVNO にキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。暫定値と確定値との差額の規模によっては、MVNO の経営に大きな影響を与えることが考えられることから、その規模の縮小に努めることが望ましい。¹⁹</p> <p>¹⁹ ここでいう予測額とは、合理的に予測された前年度の実績値を基に算出された接続料の予測額を指している。</p>	<p>◆接続料算定自体に当年度の実績値や予測値を用いることが困難であることを踏まえれば、指摘の課題について、精算方法の工夫において対応するような方向性は検討に値する現実的な方策であると考えます。</p> <p>◆ただし、「暫定値と確定値との差額の規模」の「縮小に努めることが望ましい」とありますが、そもそも将来需要の正確な予測も極めて困難な中、差額の規模縮小をMNO が担保することは実態的に不可能と思われ、このようなMNO に過剰な要求を求める記載は修正すべきものと考えます。</p> <p>◆また、最終的に実績値による精算を実施することを踏まえれば、暫定値での算定に過度の稼働をかけないよう配慮すべきであると考えます。</p> <p>◆また、暫定値と確定値の乖離に係る精算の対応稼働面やリスクの程度を踏まえ、こうした精算方法を望まないMVNO も想定されます。</p> <p>◆従って、具体的にどのような精算方法を用いるかは、事業者間の協議に委ねられるべきものと考えます。</p>

以上

意見書

平成25年3月18日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかしきたくなかのしま3ちょうめ3ばん23ごう
住所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきかいしゃけい・おぶていこむ
氏名 株式会社ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

電話番号
電子メールアドレス

郵便番号 060-0031
(ふりがな) さっぽろしちゅうおうくきた1じょうひがし2ちょうめ5ばん3
住所 札幌市中央区北1条東2丁目5番3
(ふりがな) ほっかいどうそうごうつうしんもうかぶしきかいしゃ
氏名 北海道総合通信網株式会社
とりしまりやくしゃちょう みやもと えいいち
取締役社長 宮本 英一

電話番号
電子メールアドレス

郵便番号 980-0811
(ふりがな) せんだいしあお ぼくいちばんちょうさんちょうめ7ばん1ごう
住所 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
(ふりがな) どうほくいんてりじえんとつうしんかぶしきかいしゃ
氏名 東北インテリジェント通信株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しばた かずしげ
代表取締役社長 柴田 一成

電話番号
電子メールアドレス

郵便番号 920-0024
(ふりがな) かなざわしさいねんいちちょうめ1ばん3ごう
住所 金沢市西念一丁目1番3号
(ふりがな) ほくりくつうしんねとわーくかぶしきかいしゃ
氏名 北陸通信ネットワーク株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう もり えいいち
代表取締役社長 森 栄一

電話番号
電子メールアドレス

郵便番号 730-0051
(ふりがな) ひろしましなかくおおてまちにちょうめ11ばん10ごう
住所 広島市中区大手町二丁目11番10号
(ふりがな) かぶしきかいしゃえねるぎあ・こみゆにけーしょんず
氏名 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
とりしまりやくしやちよう さの よしお
取締役社長 佐野 吉雄

電話番号
電子メールアドレス

郵便番号 761-0195
(ふりがな) たかまつしかすがちよう1735ばんち3
住所 高松市春日町1735番地3
(ふりがな) かぶしきかいしゃえすていねっと
氏名 株式会社STNet
とりしまりやくしやちよう こが よしたか
取締役社長 古賀 良隆

電話番号
電子メールアドレス

郵便番号 810-0001
(ふりがな) ふくおかしちゆうおうくてんじんいっちょうめ12ばん20ごう
住所 福岡市中央区天神一丁目12番20号
(ふりがな) きゆうしゆうつうしんねっとわーくかぶしきかいしゃ
氏名 九州通信ネットワーク株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう あきよし ひろゆき
代表取締役社長 秋吉 廣行

電話番号
電子メールアドレス

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

『『モバイル接続料算定に係る研究会』報告書(案)』に対する意見

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
1	<p>【報告書(案) 9～11 ページ、29 ページ】</p> <p>第1章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方 ③考え方</p> <p>第2章 各課題の検討 5. データ接続料の算定</p> <p>周波数の有限希少性等により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、MNO のネットワークを利用して移動通信サービスを提供する MVNO の新規参入を促し、MVNO を含むモバイル事業者間の競争を進展させることが重要である。そのためには、MVNO の事業環境を一層整備し、モバイル市場における公正な競争環境を整備することが必要である。なお、その際、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築する MNO の設備投資インセンティブにも留意することが必要である。</p>	<p>【総論】</p> <p>左記の考え方に賛同いたします。固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能である一方、モバイル市場は、周波数割当てを受けた限られた事業者しか設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けている MNO には、相応の規制があって然るべきと考えます。</p> <p>報告書(案)に示された左記の考え方および次に示す観点を踏まえると、モバイル市場における公正な競争環境の整備にあたっては、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、「二種指定ガイドライン」と表記。)の見直しによる算定ルールの精緻化を着実に進めることは必要不可欠な取組のひとつと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モバイル市場を巡る環境変化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 携帯電話市場が上位3事業者による寡占的な状態にあること ➢ 携帯電話市場の競争促進には、MVNO による市場参入の拡大が必要であるが、当該市場全体に占める MVNO のシェアは依然として低水準にあることから、MVNO との接続の重要性が更に高まっていること ● モバイル市場固有の特性 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 周波数の有限希少性等により新規参入に制約があること ➢ MNO は国民共有の財産である電波(周波数)を利用した事業による恩恵の大半を享受している状態にあること <p>現在、接続料は漸減傾向にあるものの、その水準は依然として高く、MVNO による市場活性化が十分に進んでいない要因のひとつと考えられるところです。算定ルールの精緻化が進まなければ、接続料が高止まりする懸念があることから、将来にわたって継続的に二種指定ガイドラインを見直すことで、算定上の裁量を排除することが重要と考えます。</p> <p>また、MNO は国民共有の財産である電波(周波数)を利用する事業を通じて、膨大</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
1 (続き)		<p>な利潤を得ており、MNO の交渉力および市場支配力は拡大の一途を辿ることは明らかであることから、MNO の設備投資インセンティブに一定程度留意することは必要ではあるものの、これを理由にさらなる競争促進が妨げられることのないよう、引き続き、モバイル市場のさらなる競争促進に向けた一層の規制見直しを進めるべきと考えます。</p> <p>加えて、接続料算定の透明性確保にあたっては、二種指定ガイドラインの見直しに伴い精緻化される算定ルールに則った検証に加え、検証のしくみを見直すことも一層の透明性確保に資するものと考えます。例えば、検証作業に複数の第三者（有識者等）を交えたり、検証作業および結果を公開したりすることが考えられるところです。</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
2	<p>【報告書(案) 10 ページ】</p> <p>第1章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方</p> <p>③ 考え方</p> <p>事業者のネットワーク構成や経営の形態は様々であり、画一的な算定方法を強制すると、算定結果たる接続料が必ずしも事業者の実態を踏まえた最適なものとはならない可能性があるため、こうした一定の裁量を認めることが適正性・透明性の観点からは合理的であると考えられる。</p>	<p>【接続先選定の比較検討に資する情報の開示について】</p> <p>モバイル接続料算定に係る研究会（第6回）において、MNO 各社のネットワーク設計思想および通信品質が異なることから、各社の事情に応じた接続料算定ができるよう一定の裁量を認めるべきとの考え方が示されたところです。</p> <p>当該議論を踏まえ、MNO に対し、自らのネットワーク性能に係る情報※を接続事業者（MVNO）へ速やかに開示するよう義務を課すべきと考えます。</p> <p>MVNO が接続先（MNO）を比較選定するにあたっては、当該情報は不可欠である一方、十分な情報提供がなされていないところです。また、各社が限定的に公開しているネットワーク性能に係る情報は、わずかに存在するものの、当該情報は各社の独自基準によって導出された数値等であることから、MVNO は適切な接続先比較ができない状態にあります。そのため、MVNO がネットワークの性能と接続料を十分に比較検討した上で、接続先を選定できるよう、当該情報の開示を義務付けるとともに、統一的な基準の下で当該情報が開示されるよう規定する必要があると考えます。</p> <p>なお、当該情報の開示にあたっては、MVNO と MNO が秘密保持契約を締結することを前提とする等、適宜、MNO の機密保持について一定程度配慮することも必要と考えます。</p> <p>※ネットワーク品質を客観的に示す指標であり、具体的には、①設計思想・増強ポリシー、②通信品質を規定するネットワーク設計値、③エリアカバー率等が考えられる。</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
3	<p>【報告書(案) 21 ページ】</p> <p>第2章 各課題の検討</p> <p>3. 原価の範囲 (営業コストの算入)</p> <p>③考え方</p> <p>しかしながら、限定列挙された一部営業コストについては、関係事業者の懸念も踏まえ、「設備への帰属が明確な営業費に限定して接続料原価への算入」を許容した接続ルール答申の趣旨を一層明確化するため、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業費のみが接続料原価への算入を認められる旨を、二種指定ガイドラインにおいて明記することが適当である。</p>	<p>【原価の範囲(営業コストの算入)】</p> <p>営業コストの算入については、接続ルール答申※に示されている「営業費を算入することは適当でない」との原則を厳格に適用し、限定列挙されている一部営業コストについても接続料原価から除外されるべきと考えます。</p> <p>モバイル市場の設備競争への参入は、周波数の有限希少性から、その割当を受けた少数の事業者のみに限られることから、限定列挙されている一部営業費が接続料原価へ算入されるのであれば、当該営業費の適正性検証にあたり、その検証プロセスおよび結果(例えば、当該営業費の用途別に、設備との関連性が認められる根拠および費用対効果の適正性等)を明らかにすることが必要と考えます。</p> <p>なお、検証結果に二種指定事業者の経営秘匿性の高い情報が含まれる場合は、秘密保持契約を締結した接続事業者に限っては公開を義務付ける等の措置により、二種指定事業者に配慮しつつ、透明性を確保することが必要と考えます。</p> <p>※ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」 (平成21年10月16日情報通信審議会 答申)</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
4	<p>【報告書(案) 29～35 ページ】</p> <p>5. データ接続料の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) データ接続料の需要 (2) データ接続料の接続料原価 	<p>【データ接続料の算定】</p> <p>報告書(案)「5. データ接続料の算定」において示されている2つの検討課題((1) データ接続料の需要および(2) データ接続料の接続料原価)について、今後の検討を深めるにあたっては、公開の場において網羅的に検討を進めるとともに、特定の課題が優先的に取り扱われることのないよう要望します。</p> <p>2つの検討課題は同時に検討を深めるとともに、その結果が接続料算定ルールへ同時に適用されることにより、当該ルールの精緻化に資するものであって、いずれか一方の検討結果のみの適用にとどまることとなれば、より一層不公平な競争環境が形成されかねないものと懸念されることです。</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
5	<p>【報告書(案) 36 ページ】</p> <p>5. データ接続料の算定 (3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度 ③検討 こうした認識の下、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年逡減する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、基本的には、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNO の競争環境を整備することが望ましいと考えられる。</p>	<p>【データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度】</p> <p>左記の検討の方向性について賛同いたします。前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることは、現在の不公正な競争条件の是正に向けた必要不可欠な取組のひとつと考えます。そのため、速やかに検討を深めるとともに、可能な限り早期に、当該検討結果を接続料算定ルールへ反映すべきと考えます。</p> <p>また、MNO 各社は、将来の原価を高い精度で予測し得る立場にあるだけでなく、近年の周波数割当申請では「将来の MVNO 加入者件数」をも示しており、事業予見性の観点からも MNO と MVNO は対等な競争条件を有していないことは明らかです。今後の検討深化にあたっては、MVNO が MNO と同等の事業予見性を確保できるよう、将来原価による接続料算定の導入可能性についても併せて検討することが必要と考えます。例えば、加入光ファイバに係る接続料の算定に倣い、モバイル接続料算定においても同様の算定方式を採用することも考えられるところです。</p>

以 上

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号	141-0021
(ふりがな)	とうきょうとしながわくおおさき
住所	東京都品川区大崎 2-1-1
氏名	ソネットエンタテインメント株式会社 代表取締役社長 吉田 憲一郎
電話番号	
電子メールアドレス	

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書要旨

平成 25 年 2 月 22 日「モバイル接続料算定に係る研究会報告書(案)」に対する意見募集に関し、以下のとおり意見書を提出いたします。

記

モバイル市場の活性化のためには、MNO のみならず、MVNO の事業展開が重要であり、MVNO の参入を促進させるため、非対称規制として設けられた二種指定設備制度は、利用者の便益を図る観点からも重要な制度であると認識しております。

今般、モバイル接続料算定に係る研究会において、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から課題を整理し、検討が行われていることは、モバイル市場の健全な発展に寄与するものとして賛同いたします。

また、本報告書の検討ポイントとして掲記されているデータ接続料に関しまして、下記の3つの課題はいずれも重要な論点であるとの認識のもと、MNO および MVNO が今後の議論に協力していくことが肝要であると考えます。

- (1) 需要の算定
- (2) 接続料原価の算定
- (3) 接続料算定の基礎となる実績値の測定年度

以上